

柏市議会令和7年第3回定例会会議録（第3日）

○

令和7年9月12日（金）午前9時50分開議

議事日程第3号

日程第1 質疑並びに一般質問

日程第2 休会に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（33名）

1 番	矢 澤 英 雄 君	2 番	田 口 康 博 君
3 番	上 橋 しほと 君	4 番	北 村 和 之 君
5 番	内 田 博 紀 君	6 番	永 山 智 仁 君
7 番	伊 藤 誠 君	9 番	渡 邊 晋 宏 君
10 番	桜 田 慎太郎 君	11 番	福 元 愛 君
12 番	佐 藤 浩 君	13 番	平 野 光 一 君
14 番	武 藤 美津江 君	15 番	若 狭 朋 広 君
16 番	鈴 木 清 丞 君	17 番	渡 辺 裕 二 君
18 番	中 島 俊 君	19 番	小 松 幸 子 君
20 番	塚 本 竜太郎 君	21 番	村 越 誠 君
22 番	阿比留 義 顯 君	24 番	後 藤 浩一郎 君
25 番	末 永 康 文 君	26 番	渡 部 和 子 君
27 番	林 紗絵子 君	28 番	松 本 寛 道 君
29 番	岡 田 智 佳 君	30 番	林 伸 司 君
31 番	田 中 晋 君	33 番	助 川 忠 弘 君
34 番	古 川 隆 史 君	35 番	山 田 一 一 君
36 番	坂 卷 重 男 君		

欠席議員（3名）

8 番	小 川 百合子 君	23 番	円 谷 憲 人 君
32 番	橋 口 幸 生 君		

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市 長	太 田 和 美 君	副 市 長	染 谷 康 則 君
副 市 長	山 田 大 輔 君	下水道事業 上 管 理 者	飯 田 晃 一 君
危機管理部長	熊 井 輝 夫 君	総 務 部 長	鈴 木 実 君

企 画 部 長	小 島 利 夫 君	財 政 部 長	中 山 浩 二 君
広 報 部 長	稲 荷 田 修 一 君	広 報 部 理 事	宮 本 等 君
市 民 生 活 部 長	永 塚 洋 一 君	健 康 医 療 部 長	高 橋 裕 之 君
健 康 医 療 部 理 事	吉 田 み どり 君	健 康 医 療 部 理 事	小 倉 孝 之 君
福 祉 部 長	矢 部 裕 美 子 君	こ ど も 部 長	依 田 森 一 君
環 境 部 長	後 藤 義 明 君	経 済 産 業 部 長	込 山 浩 良 君
都 市 部 長	坂 齊 豊 君	都 市 部 理 事	沢 吉 行 君
土 木 部 長	内 田 勝 範 君	消 防 局 長	本 田 鉄 二 君
会 計 管 理 者	荒 卷 幸 男 君	上 下 水 道 局 理 事	小 川 靖 史 君
〔教育委員会〕			
教 育 長	田 牧 徹 君	教 育 総 務 部 長	中 村 泰 幸 君
生 涯 学 習 部 長	宮 本 さ な え 君	学 校 教 育 部 長	平 野 秀 樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事 務 局 長	関 野 昌 幸 君		
〔農業委員会〕			
事 務 局 長	石 原 祐 一 郎 君		
〔監査委員〕			
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀 明 君	事 務 局 長	田 口 大 君

職務のため議場へ出席した者

事 務 局 長	高 村 光 君	議 事 課 長	木 村 利 美 君
議 事 課 主 幹	藤 井 淳 君	議 事 課 副 主 幹	坂 田 智 文 君
議 事 課 主 査	松 沢 宏 治 君	議 事 課 主 任	野 方 彩 加 君
議 事 課 主 任	篠 原 那 波 君	議 事 課 主 事	小 川 熙 君
議 事 課 主 事 補	長 瀬 め ぐ み 君		

○

午前 9 時 5 0 分開議

○副議長（岡田智佳君） これより本日の会議を開きます。

○副議長（岡田智佳君） 日程に入ります。

○

○副議長（岡田智佳君） 日程第 1、議案第 1 号から第 30 号についての質疑並びに一般質問を行います。

なお、発言者、林伸司さん及び桜田慎太郎さんから、質疑並びに一般質問を辞退する旨の申出がありました。

発言者、平野光一さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔13 番 平野光一君登壇〕

○13 番（平野光一君） 日本共産党の平野光一です。11 月 9 日投開票で市長選挙が行われます。太田市長は、先日市長選への立候補を表明されました。前回の市長選挙では、明るい民主市政

をつくる柏市民の会、明るい会に加わっている私ども日本共産党は明るい会と太田和美さんとの間で交わされた政策協定に基づいて太田候補を支持して、真剣に選挙を戦いました。実現、あるいは実現を目指すとした政策協定の項目は16あります。この2年、市長が提案する予算に賛成できないという状況も生まれてはいますが、協定を結んだ双方に引き続き実現に向けた努力が求められていると思います。

それでは、通告に従って順次質問いたします。市長の政治姿勢について、小中学校の統廃合、学校給食、原発、公契約条例という4つのテーマで順番にお聞きします。初めに、小中学校の統廃合の問題についてです。柏中学校の敷地内に開校時1,400人規模の小中一貫義務教育学校を開設するという計画がつくられていて、それをモデルにして全市的に広げていくとしています。我が党の矢澤議員も昨日の質問で指摘しましたが、柏市教育委員会のこの問題での議論は、とんでもない方向に進んできています。とんでもないというのは、これまでの大きくても大丈夫という言い方から大きいからいい、大きいほうがいい、こういう言い方をするようになってきたからです。過去の市教委の内部検討会の資料には、デメリットをメリットに変える理論武装が必要だという発言も記録されていましたが、6月議会につくば市議会での執行部の答弁を引く形で教育長の答弁がそれです。学校の規模が大きくなることは、例えば多様なバックグラウンドを持つ仲間と異なる視点やアイデアを共有し、刺激し合う機会ができるといったよい面もたくさん出ている。規模の大きな学校における児童生徒の姿からは懸念される影響は少なく、逆に大勢で盛り上げて、よい学校にしようとしている。学校規模が大きいくに伴う効果等についても触れられており、参考にしていすべき点であると考えているところでございますと答弁しています。まるで過大規模の学校のほうがいいのだと言っているようにも見えます。市長も同じお考えでしょうか、お答えください。この小中一貫校の計画は、一昨年の9月議会での太田市長による表明から始まりました。よって、今回は太田市長に市長自身の言葉で答えていただきたいと思います。この問題での2点目、文部科学省は25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかに解消するよう学校設置者に求めてきました。柏市は独自の基準を設けていますが、国の基準に照らせば明らかに計画してはいけない超過大規模校です。市長として見直す考えはないのでしょうか、お答えください。次に、学校給食の問題で市長に2点質問いたします。4年前の市長選挙では、前市長のもとで市教委が進めていた学校給食のセンター化構想、これを進めるのかどうか大きな争点となりました。太田和美の政策提言では学校給食に質と学びの両方を保つため自校方式を維持しますとあり、明るい会との協定では学校給食センター化の構想の撤回と旧沼南地域を含む自校給食の推進拡大となっています。質問の1点目、前回市長選挙で学校給食は自校方式を維持を公約に掲げましたが、それは自校方式への市民要求が非常に強いことを感じたのでしょうし、自校方式とセンター方式を比べたとき自校方式のほうがよいと市長自身が判断したからではなかったのでしょうか。質問の2点目、自校方式のほうがよいと判断したのであれば、旧沼南地域においてもそれを導入しないのは問題です。子供たちがみんなひとしく大事にされていると感じることは、教育現場にとって大変大事なことでないでしょうか。教育条件を整備していく上で、住む地域によって子供たちを差別してはならないと思います。同じ柏市の学校でありながら、旧柏地域は自校調理方式の学校給食、旧沼南地域のそれがセンター方式という教育条件の不平等は容認できません。旧沼南地域での自校方式の学校給食の計画的導入を求めますが、市長のお考えはどうでしょうか、お答えください。市長の政治姿勢についての3つ目は原発の問題で

す。太田市長が脱原発、原発ゼロの社会の実現をライフワーク、あるいは生涯をかけて築いていく御自身の目標としていることを評価し、応援してきた方も多いと思います。しかし、最近の議会答弁では、その立場が揺らいでいるように見えます。3月議会での内田議員の質問への答弁です。市長は、東海第二原発の再稼働については、私個人の思いとしては再稼働しないほうが望ましいという思いがありますけれども、昨今のデジタル技術の進歩など電力需要の高まりなどを経て、やっぱり現実的に対応していかなければいけないこともあるかというふうに思っておりますと答弁しました。東海第二原発についても、再稼働しないほうが望ましいという思いから現実的に対応していかなければいけないこともあるかというように個人的な思いも変化してきています。6月議会では、原子力発電そのものについてはどのようなお考えかと内田議員から再度問われましたが、その質問に正面から答えていません。市長は原発の新增設、再稼働容認の立場に変わったのでしょうか、お答えください。市長の政治姿勢についての最後の質問として、公契約条例の問題についてお聞きします。公契約条例の制定は、前回の市長選挙で明るい会と太田候補が結んだ政策協定の項目にも入っています。前回市長選挙の翌年の3月議会で、柏市においても条例の制定に向けて真剣な検討をと求めた私の会派を代表しての質問に太田市長はこう答弁しています。今後の条例の制定に向けた議論の進め方に関しましては、近隣の野田市と我孫子市において労働者の適正な労働条件の確保と公契約の品質の向上を実現するため、いわゆる賃金条項型の条例を制定し、施行しておりますので、参考になるものと考えております。各市とも、条例の制定過程においては審議会や議会で条例制定の必要性や規定すべき内容に関し活発な議論が展開された上で制定に至ったと承知しております。本市におきましても、共通認識を図った上で議論を深めてまいりたい。こういう市長の答弁があつて、その後担当部署でも条例制定に関する議論を行うための情報収集や分析、訪問と書面による先進市への事例調査、市内事業者と労働者団体のアンケートなどを実施してきています。しかし、今年6月の議会で岡田議員が自治体、事業者、労働者、いずれもメリットのあるものであり、本市でも真剣に考えていただきたいと求めましたが、市長の答弁は本市発注の案件において早急に労働者を保護しなければならない状況は確認できず、市としては緊急に公契約条例を制定する状況ではないものと捉えておりますというものでした。条例制定に向けた議論を進めていくという立場からこれも大きく後退しています。今最低賃金も含め賃上げが少しずつ進んでいますが、依然として物価上昇に賃上げが追いつかない状況で、実質賃金の低下が止まっています。東京杉並区は、5年前に公契約条例を制定しています。4年前の区長選挙で当選した岸本聡子区長が、杉並区は今年度公契約条例の中で労働報酬下限額を時給1,231円から1,400円に引き上げました。地域の中で良質で安定した雇用をつくりたいと今動画で訴えています。公契約条例はますます必要になっていると考えますが、太田市長が条例制定の約束を必要なしとほごにしたのはなぜでしょうか、お答えください。

水道行政について質問いたします。まず、資料を掲示します。カメラを切り替えてください。これは31年前の1994年に柏第四小学校の4年2組で発行された学級通信です。おいしいのは柏の水という見出しです。社会科の水の授業のまとめとして利き水大会をやった結果、上位4つのうち3つは柏の水だったというものです。保護者の皆さんの協力もあつて、9種類の水が集まって、どこの水か分からないようにして冷蔵庫で同じ温度に冷やして、児童と保護者が飲み比べをやって投票した結果、1位、柏松ヶ崎の水、2位、東京銀座の水、3位、柏寿町の水、4位、柏名戸ヶ谷の湧水、5位、栃木県烏山の水、6位、売っている水、7位、流山井戸水、

8位、東京都庁の水、9位、埼玉県川口の水、こういうことで東京銀座の水というのがちょっと怪しいですけども、東京都庁の水や埼玉川口の水より柏の水のほうがずっとおいしいというのはうれしいですね。この授業をした先生も、これからもおいしい水が安心して飲んでいけるように大切にしていきたいですね、こういうふうにとまめています。カメラを戻してください。31年前にこの授業が行われた頃の柏市の水道は、北千葉広域水道企業団が給水を開始して15年で、北千葉から買った水と市内の地下水がブレンドされていて、地下水の割合はまだ多分5割を超えていたのではないのかなというふうに思います。それが昨年、令和6年度は16%まで低下しています。ですから、今同じ授業をやっても柏の水道の水が上位を占めるというふうなことにはなるかどうか疑問です。カメラをもう一度切り替えてください。次の資料は、地下水取水量の変化と柏市の方針です。柏市水道における地下水の取水量は、これは1日最大取水量の比較ですけども、10年前から比べても約1万トン減っています。柏市の地下水利用の方針は右に囲ってある文章のとおりで、井戸の運用方針は北千葉広域水道企業団からの受水を最大量を受けた上で、不足分を井戸からの取水で補うものとする。しかし、井戸は常用水源であると同時に、渇水等の災害時における重要な水源であることから、今後も適正な維持管理を継続し、取水量の維持、確保に取り組む方針とするというものです。カメラを戻してください。質問です。柏市水道の地下水利用率がここまで低下しているのはなぜでしょうか。豊かな地下水は柏市民の宝です。その割合を減らして、八ッ場ダムなどの遠くからの水を購入して、さらにそれを購入量を増やしていく、これでは持続可能な地域づくりの方向に逆行していないでしょうか、お答えください。最後に、専用水道の柏市水道への切替えについて質問いたします。まず、専用水道を柏市の水道に切り替える場合の柏市の立場についてお聞きします。2006年3月議会で、当時の水道事業管理者はあくまでも構成員の同意、あるいは費用負担の問題等の合意形成を前提としておりますと答弁していますが、この立場に変わりはないでしょうか。豊四季台団地では、建て替え事業が20年にわたって続けられてきましたが、いよいよ最終段階に入っています。UR都市機構は、20年前にこの建て替え事業に着手するに当たってURの専用水道から柏市の水道に切り替える計画を自治会、住民に示しましたが、この計画は猛反対を受けて撤回され、専用水道の継続が約束されて、今日に至っています。ところが、一昨年の1月と今年の1月、柏市水道への切替えについてというURの文書が全世帯に配られ、居住者の間に不安が広がっています。URに対して安くておいしい団地の水道の継続を求める要請署名が第一次分、第二次分合わせて533世帯、694人分既にURに提出されています。署名世帯数は、これからも増えていくだろうと思います。この問題での質問の2点目、URの文書は柏市水道に切り替えることといたしました、令和8年頃行う予定と書いていますが、URは柏市に対して構成員の同意が得られ、合意形成が図られたと説明しているのでしょうか、お答えください。以上で第1問を終わります。

○副議長（岡田智佳君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、市長の政治姿勢に関する御質問にお答えをいたします。初めに、義務教育学校に関する御質問にお答えいたします。柏中学校区において設置の検討を進めている義務教育学校の規模につきましては、前定例会において教育長より御答弁申し上げておりますが、その内容は主に昨年度末に策定した柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針において市教育委員会として本市の実情に即した望ましい学校規模の考え方を整理しており、

この望ましい学校規模については一定の集団規模を確保することや保護者、教職員へのアンケート結果を踏まえて設定したこと、義務教育学校における規模については小学校及び中学校それぞれの望ましい規模を踏まえて設定したこと、そして柏中学校区における義務教育学校の規模は、当該基本方針で整理した望ましい学校規模から大きく乖離するものではないことであつたと理解しております。その上で学校規模への認識に関するお尋ねですが、これまでの市議会における教育長の答弁は大規模化を安易に肯定するものではなく、多様なニーズに応えられる教育環境を整備していく過程において、地域特性や学校用地、学校施設の状況といった諸条件も考慮しつつ、適切な規模を検討していく旨を申し上げているものと受け止めております。私としましては、本市で育つ子供たちがこの先の予測困難な時代においても自らを大切にするとともに、社会の担い手としてたくましく生き抜く力を身につけられる教育の実現に向けて力を注ぐことが何より重要であると考えております。また、そのために市教育委員会と連携、協力し、子供たちの学びを支える教育環境を改善していくことが大切であると考えております。さらに、これまで市教育委員会が義務教育学校の設置に向けた取組の根幹にある本市で学ぶ子供たちには将来の地域や社会が創造的で、誰にとっても居心地のよいものとして、その形成に向けて主体的に参画できる大人へと成長してもらいたいという思いや、そのためにも時代の変化に即した教育改革を実施していくとともに、良好な教育環境を提供していくことを優先したいとする考えは、私自身も思いを同じくするところであります。そして、このたびの義務教育学校の設置という未来を見据えた持続可能な学びの場の創出が、本市の教育改革における新たな一歩となることを大いに期待しているところです。市といたしましては、引き続き将来を担う子供たちの教育環境を最優先に考えた市教育委員会が進める検討を支援していくとともに、関係者への丁寧かつ積極的な周知及び説明、関係校や地域との連携の下、必要な準備が円滑に進めていけるよう進捗状況を適切に管理してまいります。次に、学校給食に関する御質問にお答えをいたします。私は、市長就任に当たり多くの方々から学校給食に質と学びを期待する声をいただき、自校方式を維持していく方針を決定いたしました。しかしながら、自校方式の維持に向けた再検証においても、沼南地域の学校は敷地が狭く、既存の校舎配置の中での給食室整備は給食用物資の搬入経路や児童生徒の生活動線の確保、インフラ整備等に課題を抱える学校が多く、全ての学校に自校方式の調理場を整備することは困難であることを確認いたしました。また、現在の学校給食センターは老朽化が進んでおり、万が一事故や不具合などが発生した場合はその影響が11校に及ぶことから、学校給食センターの再整備を最優先で進めていく必要があると考えております。特に給食施設の老朽化対策に当たっては、工事期間中の給食停止が大きな課題となりますが、臨時的な配送機能を備えた学校給食センターを整備することで、こうした課題への対応が可能になることから、学校給食センターの更新は安定的な学校給食の提供体制を確保する上で重要な取組であると考えております。引き続き施設の老朽化対策と併せて学校給食が抱える課題を解消し、安全、安心でおいしい給食を目指してまいります。次に、脱原発に対する私の考え方についてでございますが、原発に依存しない社会を目指したいという思いは、市長に就任して以来一貫して変わっておりません。次に、公契約条例制定に関する御質問についてお答えをいたします。令和3年施行の柏市長選挙への立候補の際に締結した政策協定では、実現を目指した検討を開始することを確認しております。そのことを踏まえ、検討を始めました。まずは、現状を把握するため、令和4年度に市内建設業者及び労働者団体への調査を実施いたしました。その結果、市内建設業者の調査において本市発注工事で賃金の支払

いが困難であった近年の事例等はなく、また労働者団体の調査においても本市発注工事に関して労働者が下請代金の受け取りや賃金の支払いについて不適切な対応を受けた事例はなかったとの回答を受けました。この結果を踏まえて、市発注工事において早急に労働者を保護しなければならない状況は生じていないことを確認したところです。また、令和5年度からは、市が発注する業務委託のうち人件費の割合が高い案件について労働環境調査を新たに開始しており、その結果においても法律に基づく適切な労働環境が確保されていることを確認いたしました。これらの検証を踏まえると、現状においては本市で本契約条例を緊急に制定することを必要とする状況ではございません。なお、市といたしましても、労働者の処遇改善や公共事業の質の向上、地域経済の活性化が重要であることは認識しております。このため、工事等の発注においては確実な履行に必要と捉える入札参加条件を設定しており、また最低制限価格制度や低入札価格調査制度の適切な活用によりダンピング受注や適正な施工に懸念がある業者の受注を防止することで、公共事業の質の向上や労働者の適正な労働環境の確保を図っております。加えて、市発注工事等においては原則として入札参加条件を本店が柏市内にあることとしており、市内業者の受注機会を積極的に創出することで、本市経済の活性化につながるよう取り組んでおります。市といたしましては、社会経済情勢を踏まえながら今後も実情を注視していくとともに、引き続き総合的な施策を進めてまいります。私からは以上です。

○副議長（岡田智佳君） 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 飯田晃一君登壇〕

○上下水道事業管理者（飯田晃一君） 水道行政に関する御質問のうち、地下水の利用率低下についてお答えいたします。本市の水道事業は、地下水を水源として昭和30年6月より給水人口2万人、1日最大給水量4,000立方メートルを計画とする事業として開始をし、その後急激な人口増加と都市化の進展による水需要の増加に対応するため、昭和30年代後半からこれまで6度にわたる拡張事業を行い、管路の増設、水源地の新設等を実施し、水需要に対応してまいりました。その結果、令和6年度末現在、給水人口約41万4,000人、1日最大給水量約12万5,000立方メートルの事業規模となっております。水道事業開始当初は自己水源である地下水を用いて給水を行っていましたが、人口増加等に伴い地下水だけでは水需要に対応できなくなったこと、昭和49年7月から地盤沈下対策のため千葉県公害防止条例、現在では千葉県環境保全条例となりますが、この規制を受け、新たな水源確保のための井戸の掘削許可が下りないこと、また地下水の取水量に規制があること等の理由から、新たな供給源として昭和54年6月、江戸川の表流水を水源とする北千葉広域水道企業団からの受水を開始したものでございます。現在北千葉広域水道企業団からの受水を中心に自己水源である地下水等を混合して市民の皆様にお届けをしており、その割合は北千葉広域水道企業団からの受水が約8割、自己水源である地下水が約2割となっております。地下水の割合が低下している要因につきましては、約20年前には全給水量の地下水の占める割合が約40%程度ございましたが、人口増に伴い北千葉広域水道企業団からの受水量を増やしたこと、その一方で新たな井戸が掘れないことによる地下水の取水量の減少、さらには旧沼南町との合併に伴い、北千葉広域水道企業団の受水のみで運用していた岩井水源地の編入などの要因により地下水の割合が低下をしており、ここ数年は15から16%の間で推移をしている状況となっております。さらなる地下水の活用についてでございますが、現在保有する井戸の取水能力を最大限発揮したといたしましても、地下水だけでは現在の1日平均約11万6,000立方メートルの給水量を賄うことができず、繰り返しになりますが、地下水の

取水量が規制されている中、利用者の皆様に安定して継続的に水を供給するためには、北千葉広域水道企業団からの受水に頼らざるを得ないものと考えております。現在策定を進めております柏市水源地施設設備更新計画における推計では、この水需要の傾向は今後約30年間程度は続くものと考えられることから、将来にわたり安定的に水を供給するためには受水を最大限受けた上で、不足分を地下水で補うという構造にならざるを得ないものと考えております。一方で、新たな井戸の掘削許可が下りない状況下において、現在保有する井戸は貴重な水源であることから、今ある井戸を点検し、必要に応じ修繕しながらその機能を維持するとともに、地下水の過剰な取水を避け、その時々に応じた必要水量をくみ上げることにより、将来にわたって自己水源の水量や水質を維持してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、北千葉広域水道企業団からの受水と井戸からの取水により引き続き安心、安全な水を供給してまいります。以上です。

○副議長（岡田智佳君） 上下水道局理事。

〔上下水道局理事 小川靖史君登壇〕

○上下水道局理事（小川靖史君） 私からは、専用水道の市上水道への切替えについて2点お答えします。初めに、豊四季台団地の専用水道から市上水道への切替えにおける局の立場、考えについてお答えします。平成18年第1回定例会、令和6年第1回定例会においても御答弁しているとおり、市上水道への切替えについてはあくまで居住者の同意、合意形成が前提との局の立場、考えに変更はございません。豊四季台団地の専用水道の継続の問題については、基本的に貸主である都市再生機構と借主である居住者との問題であり、飲料水としての安全性や安定的な供給などについて十分双方で話し合い、解決すべき問題であると考えております。次に、専用水道の継続を求める要請署名が都市再生機構に提出されたことについてお答えします。都市再生機構からは、団地の水道、地下水の継続を求める居住者等からの要請署名を受領したとの報告を受けております。また、要請署名の事実を受け、これからも誠心誠意対応していく意向であるとも聞いております。これまでも都市再生機構に対しては、全居住者との同意が図られた状況において市上水道への切替えを求めてきたところですが、改めて令和7年8月8日、都市機構に対し全居住者との同意を得るための説明を行っていただくよう書面にて依頼をしたところですが、引き続き都市再生機構に対しては居住者との十分な協議や丁寧な説明を行い、同意、合意形成が図られた後に市上水道への切替えを実施するよう、機会を捉え要望してまいります。私から以上です。

○副議長（岡田智佳君） 第2問、平野光一さん。

○13番（平野光一君） じゃ、豊四季台団地の水道の問題についてからお聞きします。今の答弁ありましたように、構成員の同意、合意形成が必要だという立場に変わりはないということで、今柏市も現状署名が提出されて、継続を求める署名が提出されているということを見て、合意形成は図られていないというふうに考えていると言っているんですか。

○上下水道局理事（小川靖史君） お答えします。要請署名が出てきているということで、私どもとしてはURに対して、この間も文書でお渡ししたように、改めて丁寧な説明をしてくださというようなことで依頼をしているということです。以上です。

○13番（平野光一君） 先ほど8月7日付で文書でURに要請したと。その内容は、全居住者の同意を求めるために説明会などいろんな手段を講じて、全居住者の同意を求めてくれという、そういう内容だというふうに理解しました。そういう立場であるならば、URのほうも柏市の

立場、それからその方向というのを、誠心誠意対応していくって言っていますから、それをぜひ期待したいというふうに思っています。それで、一般に賃貸借契約をするときに重要事項説明書というのがあります。これは、その問題について答えられる執行部の方いるのかどうか分かりませんが、その重要事項説明書ですけれど、豊四季台団地の場合どうなっているかといいますと、飲用水、電気、ガスの設備及び給水施設の整備状況の中の飲用水は専用水道、UR都市機構というふうになっています。これをURは変更しようとしているわけですから、重要事項の内容を変更する場合にそれを勝手に、一方の側の勝手に変更していいのかどうかということ、どなたか分かる方いますか、

○上下水道局理事（小川靖史君） お答えします。その重要事項の説明書をどうこうするということについては、執行部、こちらの市サイドのほうの管轄でないので、これ県のほうになるかと思しますので、そちらのほうでの御相談なり、そちらのほうの判断になるかと思います。以上です。

○13番（平野光一君） インターネットでこの重要事項説明書の内容の変更というのを調べますと、多くの不動産業界の記事にヒットしますが、変更する場合は改めて重要事項説明書を作り直して、きちっと説明して、それを了解したという同意が必要であるというふうに書いていますね。これは、将来のトラブルを避けるためだというふうに書かれているのが多いと思います。それで、県にも確かめているんですけども、この場合、具体的にUR都市機構のこの豊四季台団地の重要事項説明書の内容についてですけれども、これを変更するのであればURと賃借人との間で改めての同意が必要であろうというのが千葉県建設・不動産課の見解です。ですから、そういう立場で、これ変更するのであれば、今理事が紹介したように、URに一人一人との面談が必要になってくると。一括してやるということは多分できないでしょうから、丁寧な同意が必要だというふうに考えますが、いかがですか。

○上下水道局理事（小川靖史君） お答えします。生活されている住民の方々とどのような形の手法を取って同意を得るか、合意形成を得るかというのは、都市再生機構のほうの手法の、どういうことを使うか、やるかというのは都市再生機構のほうの判断かと思しますので、それに対して市のほうでどういう手法を取りなさいというのはなかなか難しいかなと思います。以上です。

○13番（平野光一君） 原発の問題で市長にお聞きします。私の考えは変わっていないということでした。その私の考えというのは、どの時点の考えなのかということなんですけれども、太田和美市長の原発問題での自分の立ち位置といいますか、それを報道したものとしては、2013年5月30日の、これは参院選の千葉選挙区への立候補の際の記者会見ですね。小沢一郎さんと同席して、記者会見で発表しています。これは読売新聞の記事ですけれども、こういうふうに市長が言ったのかどうか、それは分かりませんが、太田氏は記者会見で福島で原発事故を経験した者として、生涯をかけて原子力のない生活を築きたい。福島で得た経験で千葉県民に恩返ししていきたいと脱原発推進を主張したと、こういうふうに読売新聞はまとめています。ですから、この生涯をかけてという部分をひょっとしたら記者会見ではライフワークと言ったのかもしれない。それを読売新聞が生涯をかけてというふうに言葉を変えたのかもしれませんが。もう一つは、これは平成28年11月25日、衆議院で第192回国会環境委員会の会議録です。この中で、もしこれから原子力を頼ろうというような姿勢であれば、私ははっきり申し上げて環境大臣失格であるというふうに思っています、こういうふうに当時の太田議員が言っています。

これを、この2つの、13年と、原発事故の東日本大震災の2年後の選挙のときの記事ですから、原発事故からあまり時間がたっていない時期ですけれども、この時点の原発をなくすんだという立場から市長としては自分は変わっていないというふうに考えていますか。

○市長（太田和美君） 思いは変わりません。

○13番（平野光一君） 変わっていないのであれば、私は3月議会の内田議員に対する答弁、これは訂正していただきたいと思うんですね。データセンターだとかAIだとか、そういう電力需要の高まり、これを見たときに現実的に考えなきゃいけないんじゃないかと。その現実的というのは、原発の再稼働、しかも東海第二原発の再稼働、これも容認したというふうに受け取られても仕方がないと思うんですね。多くの皆さんが、市民あるいは国民の皆さんが太田和美さんという人は原発ゼロの日本を真剣に考えて活動している政治家だというふうに認識しているわけですから、もし変わっていないというのであれば、ぜひ3月議会の答弁は訂正していただきたいというふうに思うんです。はっきり原発はなくすんだという立場に、私の立場に変わりはないというふうに言っていただきたい。いかがでしょうか。

○市長（太田和美君） 繰り返しになりますけれども、私の脱原発に関する考え方は、先ほど御答弁したとおり、原子力に依存しない社会を実現したいという思いには変わりません。いずれにいたしましても、国のエネルギー政策につきましては国会においてしっかり議論なされるべきものだというふうに考えております。

○13番（平野光一君） 学校給食の問題、まずお聞きしますね。沼南地域の学校に自校方式の給食室を造ることが可能かどうかと、こういう調査をやって、市長は先ほどの答弁の中では敷地が狭いだとか様々な課題が多いというふうなこと言ったんだけど、報告書を見る限り2階建てにするだとか様々な手法を取れば不可能なところはないと、全て可能であるというふうに私は見たんですけれども、そういう結果が出ていながら、給食センターの建て替えに私ども反対しませんよ。当面必要だというふうに思っていますよ。ですから、それと同時に並行して可能なところから、可能なところというのは全部が可能なんですけれども、すぐに取りかかるところから計画的に沼南地域の学校も全て自校調理方式にするんだという計画が必要だと思うんですよね。なぜ、例えばごみ袋の問題でもずっともめてきましたけれども、1市2制度、この給食の問題を1市2制度にしていとは思っていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。今のやっぱり置かれている現状を鑑みますと、先ほど議員おっしゃったように、物理的な調査からすれば給食室を配置できるスペースというのは確認しましたが、それに基づいて学校でどうやって運用していくかということを確認したときにそこで課題があると。要は、先ほど市長からもありましたけれども、配膳のルートと子供たちの動線、または2階建てにしたときの負担ということ考えたときに現実的ではないと。もしそれが可能であるとすれば、学校配置を、学校全体の校舎の配置を建て替え等で変更できる、そういうタイミングになるんじゃないかということで、まずは学校給食センターの整備を進めていくということが最善の方法だというふうに考えたところです。以上です。

○13番（平野光一君） これまで下水道が整備されていないとかいろいろ言われているけれど、下水道がないところでは合併浄化槽で対応するというのはできるんですよね。そういうこと考えたら、沼南地域の風早南部小は今自校方式ですけれども、それ以外の小中学校、一か所も自校方式導入できるところはないと、現状はないというふうに言ったんですか。

○教育総務部長（中村泰幸君） 一校もないというふうには考えておりません。以上です。

○13番（平野光一君） 数校はすぐ着手できるというのであれば、学校給食センターの建て替えと同時にすぐに着手できるのは何年からどういう形でやるんだというふうにやはり計画を示すべきだと思うんですよ。それぜひやっていただきたいと思います。公契約条例について市長にお聞きしますが、公契約条例の意義ということについて、市長答弁の中でも、先ほどの答弁の中でも地域経済への影響であるとか、あるいは労働条件だけじゃなくて、地域経済への影響なども言われました。それから、公共事業の質の確保について言われました。そういうことでは、6月議会の岡田議員への答弁でいえば、直ちに労働者を守らなければいけないような、そういう状況にはないと、そういうふうに言ったんですけれど、それは例えば柏市が発注した工事や委託事業の中に賃金の未払いであるとか、あるいは下請いじめであるとか、下請業者への不払いだとか、そういうことがなかったということを行っているんでしょうかね。

○財政部長（中山浩二君） お答えいたします。先ほど来答弁したとおり、各調査においてそういう実態が確認できなかったということが1つ、またあとは低入札価格調査などの下請、元請調査、そういったことでも要は低価格でやって、そういう下請へのしわ寄せが懸念される事項においてもそういったことが確認されていないと。また、毎年数回行っている建設事業者との意見交換、そういった場所、そういったところでの意見交換、それからまた各団体等への調査を行ったことで、やはり我々こういうことに関心持っているんだということで、そういう問合せの門戸も広がっている中で、そういった実態も確認できなかったというところでございます。以上でございます。

○13番（平野光一君） そういうことだけのために、それを是正するために公契約条例が求められているということではないと思うんですね。第1問で杉並区のこと言いましたけれども、杉並区は今の区長さんが就任する前の年、前々年かな、前年かな、この公契約条例ができていて、私求人情報をネットで調べました。学校給食、パートという職種で杉並区と柏市、両方調べてみました。柏市の場合は、今千葉県の最低賃金が1,076円なんですね。10月からは1,140円にこれ上がります。それで、10か所だけメモしましたけれども、逆井の学校は1,140円、高柳の学校は1,080円、大室の学校は1,100円、高柳、もう一か所1,080円、松葉町1,100円、篠籠田の小学校1,200円、富勢の小学校1,076円、柏中学1,076円、十余二1,140円、明原1,076円、こんな数字が並んでいるんです、時給の。ほぼ今年のまだ改定前の1,076円という千葉県の最低賃金、ここに張りついている状況です。杉並区の例を同じように学校給食、パート、職種で調べてみたら、ほとんどが1,400円です。1,400円になっていないところ、1,300円、1,230円という、1,380円というのが3か所見られますけれども、東京都の最低賃金は1,163円で、この10月からは1,226円に引き上げられます。杉並区はどうしているかというと、これ杉並区が作っているポスターですけれども、令和5年は1時間当たり1,138円、杉並区との契約で働く皆様へというチラシですね。ポスターです。翌年、令和6年、昨年ですね。昨年は、令和6年4月以降の労働報酬下限額は1,231円になりますということをお知らせしています。今年、令和7年4月以降の労働報酬下限額は1,400円です、1,400円。こういうふうになっています。ですから、先ほども言いましたように、杉並で働く人たちの労働条件を改善する、よくしていく、地域をよくしていく、そういうのが公契約条例なわけですね。そういう立場に立って、改めて市長、この条例制定に向けて努力していただきたいと思います。と思うんですけれども、どうでしょうか。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。先ほども御答弁させていただいたとお

り、条例制定に向けて調査を行ってまいりました。労働団体からも現時点でそのような労働者を保護するような状況の例がないというような回答も受けてまいりました。そのような中で条例を制定する根拠というものが今乏しいというような状況もございましたので、条例を制定するに当たっては今お話しいただいたようなことをしっかり調査、また引き続き研究させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○13番（平野光一君） ぜひその努力をしていただきたい。たくさんの方々から喜ばれるでしょうし、柏市の立場が明確になって、非常にいいと思うので、ぜひ条例制定に努力していただきたいと思います。小中一貫校の問題について聞きます。誰もが考える理想的な学校の規模、誰もがって言ったけど、私は子供たちはみんな学校の先生の名前を、全員の先生の名前を知っている、先生たちは子供たちの名前を知っている、そういう規模の学校、これが理想じゃないかなというふうに思うんですね。大き過ぎる学校、過大規模校を理想としている人たちがいるのでしょうか。いると思いますか。

○教育長（田牧 徹君） 理想としている教員、学校、我々も含めてありません。

○13番（平野光一君） そうだと思うんですよ。それは、それが今までの戦後の日本の教育や教育運動の求めてきた方向だからです。ですから、今だって少人数学級を求める請願なんかが出されれば私たちも全員が、皆さんも同じでしょうけれども、それぜひ進めてほしいと国に求める、そういうことに協力しますよね。ぜひ実現したいんだと。ですから、そういう状況にあるのに、今つくろうとしている学校は大きくても大丈夫と、あるいは大きいほうがいい面もある、そういう議論というのは私はやめたらいいと思うんですね。そんなことをやっているというのは、犠牲になるのは子供たちですから、そういう議論はぜひやめて、素直にというか、大き過ぎる学校はつくらないという立場でもう一回計画をつくり直すべきだと思うんですよ。いかがですか。

○教育長（田牧 徹君） 前回もお話ししたと思うんですけれども、大規模校、小規模、それぞれいい点、課題点あります。課題点は解消するために努力をしていくということとは変わりありませんけれども、大規模校だからといって子供たちに不利益を生ずる、楽しくない学校ということはないと思います。やはり教育の内容、これが一番大事だと思います。

○13番（平野光一君） 昨日の矢澤議員の質問に対する答弁の中でメリットの一つとして増置教員の問題、部長言われましたよね。この増置教員が配置されるというのは、メリットなんですか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。増置教員というのは、基本的には担任を持たない立場で子供たちと関わるということになりますので、担任以外の様々な立場の大人が子供たち一人一人に関わることができるという点では、たくさん目で子供たちを見守ることができるということにつながるというふうに考えます。以上でございます。

○13番（平野光一君） 増置教員を配置するのは、そういう過大規模の学校であるとか大規模な学校だと様々な問題、課題が出てくるから、標準規模の学校よりも大きいとそういう問題が、課題が出てくるから、増置するんですよ。ですから、それをメリットと言うのは私は本末転倒だと思うんです。そうじゃないでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。私も比較的規模の大きな学校で管理職やっておりましたが、どうしても管理職、基本2人、校長、教頭だけですと、議員もおっしゃるとおり、全員の名前しっかり覚えてとかというところの難しさがありますので、そういったよ

うなところを、そういう増置教員などを一つのチームとして考えて、対応に当たっていくということは可能だというふうに思います。以上でございます。

○13番（平野光一君） だから、文科省の言っていることは、私一面というか、規模の問題について言えば非常に正しいと。柏市が今やろうとしていることは、土俵を広げて、自分たちの基準つくって、それからはみ出してもしばらくの間土俵の外歩いたけど、すぐに元に戻ったから大丈夫って、そういう議論をしているんですよね。それは、いけないと思いますよ。

○副議長（岡田智佳君） 以上で平野光一さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○副議長（岡田智佳君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

○

午前11時 1分開議

○副議長（岡田智佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、北村和之さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔4番 北村和之君登壇〕

○4番（北村和之君） 柏エナジーの北村和之です。この9月で議員として丸10年務めさせていただきました。10年前、何者でもない私が信念一つで政治の世界へ一歩を踏み出し、これまでどの程度柏市に貢献できたか分かりませんが、これまで関わってくれた全ての皆様に感謝いたします。私は、政治へ向かう原点である会社員の父を57歳で肺がんで失い、人と命に向き合う政治、がん対策取組日本一のまち柏を胸に活動してきましたが、私の未熟さゆえ、依然道半ばであることに責任を感じます。私が何より議員として一番つらく耐え難いことは、この10年間、多くの近しい方々が病に倒れ、この世を去ったことです。今年の4月には耐え難い別れもあり、いまだ気持ちの整理がつきません。52歳の若さでがんとの闘病をし、旅立ちました。皆様も御家族や御親戚、友人など大切な方をがんで失い、また悲しみに暮れ、今も闘っている方もいるかもしれません。どうか皆様と共にがん対策に努めさせていただき、市民を守る取組をさせていただければ幸いです。また、9月は私の誕生日でもありまして、偶然にも母と同日の誕生日でもあります。健康な体と頑固で不器用で、曲がったことが大嫌いな性格に産んでくれた母に改めて感謝をし、今後も人の役に立つよう頑張ります。最後に、このような、最後といってもまだ質問も始まっていないんですけど、すみません、このような今議会構成だからこそアメリカの政治哲学者、ジョン・ロールズの言葉を紹介したいと思います。無知のベールというものです。ベールとは覆いとか、何か包まれたとかあるじゃないですか。もちろんベールとは例えば性別、年齢、民族、社会的地位、能力、健康状態などなど、政党や会派もそうでしょう。これ自分がどのような状態であるかを無知であれば、知らなければ、言い換えれば自分の利益が何か判断することができなければ、誰もが平等な配分を行うということです。これは無知のベールです。現在のこのような状況だからこそポジショントークや多数派などけちな話ではなく、思いやりを持ち、柏市や市民全体にどうあるかを考え、実行することが重要と考えます。

質問に入ります。まず、がん対策について、がん対策取組日本一のまち柏へ。これまでも一般質問などにおいても、前市長や現太田市長とがん対策取組日本一のまち柏、がんに関心しな

いようなまち柏との意識は共有はできていると認識しております。令和6年の第1定例会では、私の質問に対し市長答弁ではこのようにありました。がん対策については、私もかねてから最重要課題として捉えているところでございます。また、来年度以降がんの受診率向上に向けて制度の見直しも含めて行っていますので、市民の皆さんががんになんとかかからないような、そんなまちにしていきたいというふうに思っていると市長のお話あって、私は議員になってよかったなと思えるうれしい答弁でした。お言葉どおり、今年度からは国保のがん検診の登録制の一部廃止、受診行動の習慣化、自己負担額見直し、女性の受診環境整備、ワニFit検診受診にインセンティブ付与、さらに行動変容を意識した取組など、市長も執行部も考えてくださっていると聞きし、うれしく思いますし、また同僚議員の皆様のいろんな質問だったり、取組によってもこういうものが、がん対策というのが推進していると認識しておりますので、今後ともどうか皆さん、よろしく願い申し上げます。加えてお願いしたいのは、これまでも幾度となく申し上げ、この後も何度も触れる1次予防です。耳にたこができるかもしれませんが、言い続けたいと思います。御容赦ください。がん予防には1次予防、2次予防、厳密には3次予防などもありますけども、2次予防の検診は早期発見、早期治療で死亡者を減らすことなんです。1次予防は、生活習慣病対策や感染対策で、がん罹患するのを防ぐこと。死亡者を減らす2次予防の意味合いとは異なります。決して今の2次予防の取組や方向性を批判するわけではなく、むしろ感謝しています。それでも我が国の行政は2次予防のがん検診が主体で、1次予防の取組が不十分です。1次予防に注力する必要があると考えます。WHOによると、がんの約40%から50%は予防できて、全てのがん対策においてがん予防は最も重要で、費用対効果に優れた施策としております。これが私の議論の前提です。今後の日本社会は、1次予防や予防医学、この重要性が増していくと信じています。私は、大切にしている言葉を、今日2度目、紹介します。壊れてから直そうとしないでください。壊れる前に注意深くあってくださいという言葉です。これは人間関係、人生のあらゆることにも通じることではないでしょうか。たまに酒もたばこもやるけど、病気もせず長生きしたとか、酒もたばこもやらないけど、がんになったとか、がんの原因は何々だけじゃないからとか、職員さんからもそういうふうに言われたり、市民の方と話していてもそういうことは言われるときもあるんですけど、そういう一部の話だったり、偏った意見によって行政が政策に踏み出せないということがあったら、それはちょっと不幸なことなのかなと私は考えます。そこで、質問いたします。がん対策取組日本一のまち柏の目標は市長とも共有できていると認識しております、引き続き目指すことをお願いしますが、現在柏市のがん対策は他自治体と比べどのような立ち位置にあり、日本一を目指していくために何が必要で不十分であるか、認識をお示しください。次に、がん検診率日本一です。以前の健康福祉委員会の課長答弁でもがん検診率日本一を目指す、市長とも共有していると明確なお話があり、頼もしく思うと同時に、この市長の政策決断により救われる命があると確信しており、感謝します。9月は公益財団法人日本対がん協会のがん征圧月間でありまして、がんや予防の正しい知識の徹底と早期発見、治療に取り組む月間となり、政府広報でも紹介されています。カメラをお願いします。こちらは、対がん協会ホームページからお借りしたがん制圧ポスターです。ポスターの見せ方にも工夫が見てとれますし、1部110円ぐらいで販売しているそうです。ポスター掲示や周知であした直ちに何かが大きく変わるわけではないかもしれませんが、柏市もがん征圧月間や、またこのがん検診を促す月などに近隣センターや全公共施設、町会の掲示板などに貼って周知をすることで、市民の意識や行動変容を図ってみては

いかがでしょうか、提案いたします。国政選挙でも違法ポスターをあえて撤去せず残す政党もあるんですから、ポスター周知の効果は少なからずあるんでしょう。これは、また今後取り上げます。カメラ次お願いします。さらっていきますけども、これは2次計画のがんの部分でございしますが、中央辺りに肺がん、胃がん、大腸がん検診、目標値が60%、これは国の60%を目指しているということですが、まずこれをクリアしていくことが重要なんだと思います。子宮頸がんや乳がん検診、5大検診のうちの部分は女性の健康のページで紹介されておりまして、ここにはありません。検診日本一のためにはこの数字をクリアして、さらに高みを目指すことが必要で、そのためにはあらゆる機会や手法を駆使して突き進むことが必要です。突き進め、柏でございします。2点質問します。柏市ががん検診率を目指すに当たり、現在の立ち位置と現状、今後の取組に何が必要か、認識をお示してください。また、先ほど申し上げたように、この9月のがん征圧月間を活用して、様々今行っている取組はあるかもしれませんが、市民の意識や行動変容のためにもポスターの全公共施設や近隣センターへの掲示など周知することを提案しますが、認識をお示してください。次に、1次予防です。この後の受動喫煙、ピロリ菌検査、健康増進計画も関連しますので、順不同の質問となりますが、御容赦ください。私がこれまで取り上げてきたポイント、先ほど申し上げたけど、40%のがんが予防できると。がん対策の中で最も有効な予防、そして費用対効果にも優れている。がんセンターは禁煙、節酒、食生活、身体運動、適正体重の維持、感染対策、これ科学的根拠に基づいた6つの予防法を実践によりがん罹患リスクを下げるのが可能と公表。行政は、これまで2次予防主体。そして、これまで1次予防の取組によってどれぐらいの罹患を防げたかの指標や予防効果の評価ができていない。市民の多くは1次予防を知らない。正しい知識がないため、実践に結びついていない可能性など様々です。カメラお願いします。こちらは、柏市の年間の死因別死亡者数、そして柏市医療費です。赤で囲んだところを見ていきますが、左側、令和4年、ちょっと小さいですが、1年間、令和4年で1,178名の方が亡くなっています。そして、右側の合計のところというと258億円が柏市の総医療費で、このうちがんが1位、43億4,000万円、全体の17%。仮に、この下、文字で書いてありますけども、50%予防できたとなると、この死亡者数が半数、10年で500人掛ける10で5,000名ががんで亡くならず済み、医療費も単純に半分とすると20億円の年間削減、10年で200億円、もちろんそんな単純な計算とは思いますが、少なくともがんでの死亡者数や医療費削減効果のインパクトはあるんだと思います。次ですが、2次の柏市の健康増進計画から触れてまいります。カメラお願いします。こちらは、2次の計画を基本理念から基本目標、基本方針と、また右側が施策の展開をまとめたものでございします。この中身について、例えば基本目標の2の部分、1次の計画と2次の計画、健康寿命の延伸、①は共通なんですけど、②が変わってたりとか、そういうところもあるので、後で触れたいと思います。施策の展開は、1から7までの部分が7つの重点分野、1次計画では9つの重点分野となっていたんですが、この6の部分に糖尿病、循環器病、がんってぎゅっとまとめられたので、9つの項目から7つになっています。カメラ次お願いします。これは、1次健康増進計画、左と2次の基本目標のところなんです。今申し上げたところですが、左の健康寿命の延伸、右の健康寿命の延伸は共通ですが、2つ目、これが大見出し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底から②の生活の質、QOLの向上に変化しています。1次の計画では、さらにこの内容を見ていくと、主要な死亡原因であるがんや循環器疾患に加え、重篤な合併症を引き起こす糖尿病を死亡原因としてなど具体的に書かれているというところですね。ただ、これが基本目標の2次

計画のどこだちょっと抽象的になっていると。そんなことはないと思うんですけど、がん対策が後退という言い方が正しいのか、何か少し具体性がなくなって、ページ数もちょっと、この後紹介しますが、やっぱりページ数も減ったりとか、どうなんだろうというふうな印象を持ちました。カメラ次お願いします。これは細かいのであれですけども、目次の部分ですね。今申し上げた左が1次、循環器疾患とかがんはやっぱり死亡者数の1位とか2位とかでもありますが、左の1次計画でいうとこの青の部分が、循環器疾患が97ページから107ページまで、がんの部分が108ページから116ぐらいまで。そして、右側が2次の計画ですが、囲ってあるところが発症予防、検診、重症化予防、括弧で糖尿病、循環器、がん。73ページ、実際ボリューム73、4、5の3ページ。どうなんだろうと。ほかのところ、例えば目次見てもコラムとか書いてあるけど、目次にコラムなんて必要なんですかね。やっぱり広報かしわとかでも私市民の方によく言うんですよ。広報かしわをまず見てもらうときに、全部はさすがに見れないかもしれないから、目次だけでも、表紙と目次見てくださいますと。興味あるところがあったら何か見てください、ぜひと。なかったら捨ててくださいと。そういう言い方はしませんけども、目次ってそれだけやっぱり大事だと思うんですよ。だから、やっぱりこの計画って12年間の計画なんです。2025年から2036年、12年間の計画の中で、長い計画の中で、やっぱりこれを見たときに、じゃ柏市の健康増進計画の中核にある問題や目標は何なのかと。がんや循環器というのがもうちょっとスポットが当たってもいいんじゃないかなと考えております。次お願いします、カメラ。これもちょっと全部は読めないと思うので、これ2次計画にある柏市の課題整理、柏市が示した課題整理ですね。この左の(1)、(2)、(3)が課題で、これが果たしてこれだけなのかな、課題がというのは正直あります。赤線を引いたところに注目してみました。(1)でいうと、今の二十歳から64歳の世代が65歳以上に入ったときに現在の健康水準を維持できない可能性がある。そして、栄養、食生活から睡眠、休養、心の健康を中心にできるだけ早い時期からの生活習慣の改善が求められますと書いてあるんですが、矢印で出していますけど、7つの重点項目の1、2、3がここに書かれていて、じゃ4、5、6、7の飲酒、喫煙とか6のがんとか女性の健康、ここら辺が何でないんだと。重箱の隅をつつくようなことをするつもりはないですが、どうなんだろうとこの課題整理を見ても思います。例えばこの(3)でいう、線が引いてあるとこ、2問目などでも触れたいと思いますけども、がん検診の受診率が地域による差異が見られますと書いてあるんですが、これヒアリングのときがん検診率の地域の差異って何ですかって聞いても、いや、これはちょっと深掘りして説明できないんですよ。はあとやっぱり思いますよね。課題整理であるのに、それに対して、別に職員さんを責めているわけじゃなくて、率直に思ったんですね。がん検診率日本一とか受診率の差とか、こういう課題が浮かび上がってきたとき、やっぱりチャンスだと思うんですね。課題に対して何を取り組むか、そしてどこを目指すかとか、そういうことを言いたく、この課題整理を出しました。以上を踏まえて、何点か質問いたします。カメラありがとうございます。千葉県健康ちば21や多くの自治体の健康増進計画の目次にはがんやがん検診などの項目があり、柏市も僅かに存在しますが、この1次、2次計画の基本目標のがんとか循環器疾患などの徹底を図るという文言がなくなって、具体性がなく、少し残念であります、認識をお示してください。次に、受動喫煙防止条例です。カメラお願いします。こちらは、2次計画の受動喫煙の機会、現状値、目標値です。禁煙は、がんの1次予防の中核であり、重要です。本人の意思で吸うならまだしも、受動喫煙という状況や機会のゼロを目指すことが社会として求められていると考え、私も受動喫煙がな

い社会を目指します。一方で、喫煙者の思いや権利も尊重しながら、健康づくりや禁煙をしたい方々へのサポート、上橋しほと議員もそういうサポートの質問などもしていますけども、こういうことも必要だと思います。受動喫煙の機会というのが、線引いてあるところで、家庭と職場、飲食店などで11.5%、15.7、18と現状があって、目標値が5、10、10とありますが、こういうところも私はゼロを目指していくことが必要だと思うし、これをいかにゼロに近づけていく取組をするのかが私はやっぱり必要だと思います。質問します。私は、柏エナジーとしても受動喫煙防止条例の制定に向け取り組む意義や価値はあると考えており、今後も求めてまいります。柏市での受動喫煙の実態や状況、認識をお示してください。次に、ピロリ菌検査助成です。ピロリ菌検査は、胃がんのリスク要因となり、世界の胃がんの大半はピロリ菌が原因と言われ、胃がんの七、八割とも言われます。また、ピロリ菌感染者は非感染者に比べ胃がんリスクが10倍との研究結果があり、ピロリ菌に感染したことがない人が胃がんになるのはまれと考えられています。これまでもピロリ菌検査や必要に応じて除菌をすることで、市民を胃がんなどから命を守ろうと訴えてまいりました。また、胃がんだけではなく、慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍なども引き起こすリスクが高まります。子供を持つ前に除菌治療を受ければ、次の世代に感染をする可能性がなくなるため、ピロリ菌の除菌はある意味胃がんワクチンとも言えます。全国でも自治体の3割がピロリ菌検査を実施しているとの話もあります。そこで、質問いたします。これまでの答弁にあったように、国の対策型の検診の2次予防の胃がん検診にはピロリ菌検査が含まれていないからというだけではなく、1次予防の胃がんリスク検査として検査や除菌への助成を柏市として創設していただくことを改めて要望しますが、いかがでしょうか。その後の調査研究、検討状況も併せてお示してください。

次に、健康について、さらっといきます。座り過ぎ、歩くことです。座り過ぎは新しい喫煙であると国際的に言われています。WHOや厚労省も警告しており、長時間の座位は心血管疾患、糖尿病、がんなど総死亡リスクを上昇させると報告され、生活習慣病増加や精神的健康への影響があるとされています。アップルのジョブズさんやフェイスブックのザッカーバーグさんなども、座りながらではなく、歩いて考えたりもしているそうです。日本の方々にはまだそういう習慣は根づいていないかもしれませんが、何かヒントや学びがあるのではないのでしょうか。健康増進計画にもあるような基本理念、目標、基本方針を達成するのであれば、まず日々の生活や習慣から手をつけることが重要と考えます。カメラをお願いします。これもさらっといきますけども、運動習慣者の割合というところですね。身体活動、運動、この目標がほとんど目標値、1次計画では未達成、運動習慣者の割合は軒並み悪化しております。そこで、また2次計画には座りっ放しの時間を減らすようにしましょうと明確にも、右下、囲ってありますが、書いてありますし、厚労省などもそのように言っております。そこで、質問します。座り過ぎ、歩くことについて柏市の認識や防止対策をお示してください。昇降デスク導入、ウオーキングミーティングというのは、その関連として提案をいたします。昇降デスクは確かに少しは高いですが、私も家にあつたりとか、職員さんがどれだけ一日の中で、それは担当部署によるでしょうが、やっぱり座っている方が昇降デスクにしたりとか、日替わりで使ってもいいですし、こういう昇降デスク導入だとか、職員さんが歩きながらいろんなミーティングとか話とかできながらいろんな政策を考えたりできれば何かいいななんて思ったりもするので、提案をさせていただきます。カメラありがとうございます。次に……時間ないですね。ミストシャワー、南柏駅東口ミスト設置です。私が初めてミストシャワーの設置について取り上げたきっかけとしては、

南柏駅東口利用の市民からの要望でした。今では多数受けておりますが、バス停には毎日行列ができ、近年の暑さ対策は必要と考える中、ミストシャワーの有効性を毎年日増しに感じています。また、柏まつりの設置など感謝すると同時に、今後も市内での活用をお願いするものです。先日柏エナジーとして熊谷市のロータリーバス停や北千住の商店街などの視察に行っていました。細かいことは上橋議員から紹介あるかもしれませんが、私はこれまで柏市が実施しない理由として言っていた課題として反論したいと思います。ミストシャワーにぬれるのを嫌がる人がいる、管に残った水滴が乾燥すると塩素が付着し、不具合の原因となると答弁されました。視察の答えとしては、シンプルにぬれて嫌がるなどの話はほとんど聞かないと。利用者から評判はよく、好意的な声が多数というのが熊谷、北千住に共通したものです。また、塩素の付着などは、シーズン前後の清掃やメンテナンスで問題が出ていないとのこと。熊谷市は3か所のロータリーで導入コストが4,700万円ぐらい、これ3分の1にすればもうちょっと熊谷がよりお金はかからないと思います。もっと下がると思います。そして、水道代は約五、六か月で8万2,000円、電気代は5万8,000円、保守委託は年間187万円、設備更新として5年に1回とか数年に1回1,000万円、1,500万円ぐらいかかるそうです。気温は28度以上とか、湿度が75%未満とか、風速が3メートル未満とか、雨が降っていないとか、自動噴霧でやっていますし、こういう条件があります。そこで、質問します。今日だけじゃなくて、今後も私や上橋議員はミストシャワーをある意味ライフワークとして取り上げていきたいと思っています。質問します。南柏駅東口ロータリーバス停へミストシャワーの設置を求めますが、鉄道やバス事業者との話し合いや設置に向けての認識をお示しください。バス停屋根設置について割愛をいたします。そして、町会自治会へのミストです。これも柏まつりで導入していただいたように、本当に祭りとミストシャワーの相性とか親和性ってすごく高いって私は考えるんですね。私の居住する南増尾町会でも朝の準備の段階から、簡易的なミストシャワーでしたが、設置されておりまして、祭りの前後は準備する方々が、本番中は子供たちが元気な笑顔でミストシャワーと戯れていました。柏市の町会は296、そのうちお祭りを実施するのは約50町会ぐらいと聞いております。そこで、質問します。町会自治会開催の地域祭りにおいてミストシャワーの活用をすることで涼を感じていただき、また熱中症対策としても寄与できると考え、柏市からまた自治会へのミストシャワーの設置補助や周知をしてほしいと考えますが、認識をお示しください。

次に、保育園入所のオンライン申請は割愛いたします。

最後に、小中学校入学式、卒業式への来賓招待です。コロナを契機に私の母校、酒井根小、酒井根中への入学式、卒業式、来賓として招かれることはなくなりました。質問します。現在の学校での入学式、卒業式の来賓の招待の状況や考え方についてお示しください。以上です。

○副議長（岡田智佳君） ただいまの質問に対する答弁、染谷副市長。

〔副市長 染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君） 私からは、がん対策についての御質問についてお答えをいたします。2人に1人ががんに罹患すると言われており、柏市といたしましても市民の健康や生活の質の維持、向上のためにも、がん対策の推進は非常に重要であると認識をしております。こうした中で、平成23年、がん対策を推進することを目的に制定した柏市がん対策基本条例に基づきがんの予防、啓発から緩和ケアに至るまで切れ目のないがん対策の取組を推進してきております。がん検診の受診率向上に向けて今年度より、先ほど議員の御質問の中でも御紹介をいただきましたが、国民健康保険加入者の事前登録の廃止、またレディース検診の実施など受診のしやす

さや負担軽減による受診率向上の取組を行っているところでございます。加えて、国立がん研究センター東病院などにも参画をいただいているがん対策検討会議を通じて意見交換や課題の発見などを行うほか、がんになっても安心して暮らせるよう様々な情報をまとめたがんサポートハンドブックを発行をしております。また、がんの治療を受けた方を対象にウィッグ等の購入費用助成など多様な支援施策に努めているところでございます。今後ともしっかりとがん対策のさらなる推進に取り組み、市民の皆様に安心して暮らしていただけるよう努めてまいります。私からは以上です。

○副議長（岡田智佳君） 健康医療部長。

〔健康医療部長 高橋裕之君登壇〕

○健康医療部長（高橋裕之君） 私からは、がん対策について4点お答えいたします。初めに、がん対策の立ち位置、また弱い点についてお答えいたします。具体的に柏市のがん検診受診率の状況を他市と比較できる厚生労働省の地域保健・健康増進事業報告から令和5年度の柏市と全国市区町村が実施した5つのがん検診の受診率の状況であります。胃がんにつきましては柏市で4.5%、全国で6.8%、大腸がんは柏市で4.0%、全国で6.8%、乳がんは柏市で20.6%、全国で16.0%、子宮頸がんは柏市で13.2%、全国で15.8%、肺がんは柏市で3.0%、全国で5.9%となっており、乳がん検診のみが全国の受診率の平均を上回っている状況であります。市といたしましては、まずは全国の受診率の平均値を上回ることを目標とし、これらを達成した後にさらなる受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。続いて、御質問のありましたがん征圧月間に合わせての取組でございますけれども、柏市といたしましては市立図書館にて啓発コーナーを設置し、がん検診の受診勧奨や食生活や口腔ケアなども含めた生活習慣予防についての展示やチラシの設置をしており、啓発の機会としております。また、議員から御意見ありましたポスターにつきましては、既に自前でのポスターを作成し、近隣センターや図書館、公民館、体育館や運動施設等の公共施設や民間の商業施設に年間を通して掲示を依頼しております。次に、第二次柏市健康増進計画についてにお答えいたします。市では、健康増進法第8条に基づき市民の健康増進施策のさらなる積極的な推進を図るため、本年3月に令和7年度から12年間を計画期間とした第二次柏市健康増進計画を策定をいたしました。御質問にあります、まず基本目標の変更についてであります。平成25年度に作成をした第一次計画では、基本目標を健康寿命の延伸と生活習慣病の発症予防及び重症化予防としておりました。第二次計画では、この基本目標を健康寿命の延伸については継続をし、2点目の目標を生活の質、QOLの向上に変更しております。市では、健康とは単に病気がない状態だけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態であり、また豊かさとは物や経済的に恵まれることでなく、充実した生活の質を含めて広く捉える考えを尊重しております。このため、基本目標では健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間の健康寿命の延伸に加え、健やかさと豊かさをはかる指標である生活の質のQOLの向上を新たな基本目標に取り入れることとしたものであります。なお、生活習慣病につきましては、重点項目の取組においてそれぞれ取組を組み込んでいるところであります。次に、施策を展開するための重点分野設定についてであります。第一次計画では9つの重点分野を設定しておりましたが、第二次計画では第一次計画で個別に設定した喫煙と飲酒、また糖尿病、循環器疾患、がんをそれぞれ1つの分野に整理をし、国が定める健康日本21第三次の新たな視点である女性の健康に加えた7つの重点分野を設定をいたしました。第二次計画では、重点分野ごとに市民の取組と市、関係機関の取組の方針として整理して記載

しておりますが、糖尿病、循環器疾患、がんについては、生活習慣の改善による疾病の予防をはじめ、健康診査やがん検診による疾病の早期発見による重症化予防など、その取組の内容には重なるものも多くあることもあり、一つにまとめることとしたものであります。続きまして、受動喫煙防止についての御質問にお答えいたします。まず、本市の受動喫煙の現状についてであります。第一次柏市健康増進計画の最終評価のため令和５年度に実施をした柏市健康意識・生活実態調査では、二十歳以上の喫煙者の割合は11.9%となっており、第一次計画を策定した平成23年の16.3%から4.4ポイントの減少が見られました。また、受動喫煙の機会を有する者の割合も第一次計画の中間評価を行った平成28年と比較し、職場では30.1%が15.8%、家庭では15.7%が11.4%、飲食店では56.5%が18.0%といずれも減少をしております。次に、本市の取組についてであります。平成30年７月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和２年４月から望まない受動喫煙を防止するための取組が全面施行されました。本市におきましても、健康増進法に基づき受動喫煙のない環境整備のため、職場や飲食店において従業員やお客様の健康と環境に配慮し、喫煙に取り組んでいる事業所には目印としておいでよ！カシワニ禁煙ステッカーを配付するなどの取組を実施をしております。また、受動喫煙に関する通報があった場合には、その都度対象となる飲食店や事業者を確認を行い、必要に応じて助言、指導を実施しております。このほか、市ホームページによる情報発信や幼児健診での啓発物の配付、学校を通じた啓発チラシのデータ配信など様々な機会を捉えた啓発を行っております。引き続き望まない受動喫煙の機会を防止するため事業者等への働きかけを継続するとともに、受動喫煙防止に向けた取組に努めております。最後になりますが、ピロリ菌検査助成についてお答えします。令和７年第１回定例会においてピロリ菌検査について御質問いただき、その後同規模市町村での実施状況調査を行いました。中核市及び政令市66市においては、ピロリ菌検査を実施している自治体は22市でございました。そのうち柏市と同規模の６市へのヒアリング調査では、平成20年代から実施している市が４市、令和になってから開始した市は２市でございました。対象年齢につきましては、胃がん検診対象年齢前の二十歳から30歳代を対象に実施している市町村もあれば、80歳までを対象としている市町村など様々な状況でありました。千葉県内におきましては、千葉市、習志野市、茂原市、旭市の４市が実施していることを確認しております。また、国の知見といたしましては、令和５年度から令和10年度までの６年間を実行期間とした第４期がん対策推進基本計画が令和５年３月に策定をされました。その中でがん予防の１次予防として感染症対策の中にピロリ菌の除去がうたわれておりますが、健康で無症状な集団に対する胃がん発症の予防効果については十分な科学的根拠がないと示しており、国内外の知見を収集し、対象者の検討、運用上の課題整理を行うと示されております。これらのことを踏まえまして、柏市におきましては現時点でピロリ菌検査の導入は考えておりませんが、引き続き国の示す新たな見解や指針を注視してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○副議長（岡田智佳君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木 実君登壇〕

○総務部長（鈴木 実君） 私からは、職員の健康についての御質問にお答えいたします。職員の健康づくりは、職員が持つ能力を最大限に発揮してもらう上でも大変重要な課題であると考えております。長時間のデスクワークで座り続けることは、血流低下によるむくみや冷え、筋力の低下や姿勢の悪化、さらには肥満や糖尿病、あるいはがんなどの生活習慣病へのリスクが増加することが報告をされております。議員御提案の昇降デスクにつきましては、座った状

態でデスクを好みの高さに調節できるほか、天板を高くし、立った状態でも利用することが可能で、業務のシーンに応じた柔軟な活用ができるデスクとなっております。柏市におきましても、執務スペースの有効活用等を目的としてフリーアドレスを導入し、昇降デスクではございませんが、木製天板のロッカーを打合せテーブル代わりとしたスタンディングミーティングを実施するなど、一部ではございますが、座り過ぎ対策の一助にもなっていると考えております。また、歩くことによる身体や脳の活性化、また円滑なコミュニケーションを図るため、民間企業の中ではウオーキングミーティングを取り入れている企業も増えているものと認識しております。ただ、地方公務員におきましては、職務専念義務との関係もございますので、民間企業と同じような形で職務中に取り入れることは、幾つかの課題があるものと考えております。しかしながら、歩くことの健康への寄与は大きいものと考えておりますので、職員の健康づくり啓発の一環として歩くことの推奨を職員健康管理室だよりなどを活用して周知してまいります。職員、またその働き方も多様化が進んでおります。職員が健康的かつ快適に働き、その能力を最大限に発揮してもらえよう、今後も職員の健康実態の把握や職員の健康づくりに関する他事例の調査研究などを進めてまいります。私からは以上です。

○副議長（岡田智佳君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、南柏駅東口バス停へのミストシャワー設置についてお答えいたします。近年気候変動の影響で一日の最高気温が35度以上の日を示す猛暑日が増加し、日本を含む世界各地で記録的な高温が報告されております。35度を超えると熱中症のリスクもかなり高くなることから、屋外での暑さ対策の一つとして、細かく霧状にした水を空気中に散布させることで周囲の温度を下げるミストシャワー装置に一定の効果があるとされております。一方、議員御提案のバス停への設置を考えた場合、装置設置の物理的条件のほか、バス待ちで固定された範囲での使用は、ぬれることを好まない方がミストシャワーを浴び続けることとなり、議員からお話もありましたが、道路管理者としては課題があると考えております。したがって、ミストシャワーの設置につきましても熱中症、暑さ対策としての効果、設置上の制約、対象者への配慮といった課題を整理しながら、まずは他市の取組状況の調査、情報収集に努めてまいります。また、調査を進めた上で鉄道、バス事業者それぞれの施設における設置の可能性について確認してまいります。私からは以上です。

○副議長（岡田智佳君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、町会自治会区が行う夏祭りにおける暑さ対策としてのミストシャワーの設置支援とその周知に関する御質問にお答えいたします。町会自治会区では、夏祭りをはじめとしたイベントの開催や環境美化、防犯、防災活動など地域住民同士の協力を促進し、年間を通じて様々な地域活動を行っていただいております。その中でも夏祭りを企画する際には暑さ指数を活用した開催可否の判断や開催時期の変更など、様々な熱中症対策を講じながら実施しており、一部の町会等ではミストシャワーを設置していることも認識しております。議員御提案のミストシャワーの設置に対する市の支援ですが、本市としましては現在地域課題の解決に積極的に取り組む町会等の活動を財政的に支援するため、柏市地域活動支援補助金を用意しております。この補助金は、幾つかの条件を満たした上で町会等が行う地域への愛着を深めるための交流イベントなどに活用できるものとなっております。このため、

今後も補助制度を町会等に広く周知するとともに、既にミストシャワーを導入している町会等の事例を市のホームページや会議等で広く御案内するなど、夏祭りの暑さ対策に取り組む町会などの支援を行ってまいります。私からは以上でございます。

○副議長（岡田智佳君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは入学式、卒業式への来賓招待に関してお答えいたします。現在来賓を招待している市内小中学校は、約2割という状況でございます。入学式や卒業式は、学習指導要領では特別活動の中の学校行事に位置づけられており、各校の教育課程は学校長が責任者となり、編成しております。よって、入学式や卒業式の内容や実施方法等については児童生徒の意見や実態、地域住民や保護者の意見等を踏まえ、各学校が創意工夫するものと考えております。なお、コミュニティ・スクールの方々をはじめとした地域の方々やPTAの方々も来賓としてではなく、学校関係者として参列をいただいている学校が多いと認識しております。私からは以上でございます。

○副議長（岡田智佳君） 第2問、北村和之さん。

○4番（北村和之君） では、小中学校入学式、卒業式の来賓について質問いたします、2問目で。今来賓招待は2割というふうな話があったんですが、コロナを契機にやはりそういう招待も少なくなったというふうに認識しております、私自身もコロナ前は御招待いただいていたけども、いろんな先生の多忙化なのか、コロナということを理由にそういう機会がなくなっていくことはどうなんだろうと私は正直思うんですね。コロナとかを理由に入学式、卒業式で来賓呼ばないというのは、本当に正しいやり方なんでしょうかね。これまで来賓を呼んでいた理由というのは、一体どういうものなんでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。地域の代表というような形でお招きをしていたものと認識しております。以上でございます。

○4番（北村和之君） 地域の代表をもっと深く、地域の代表というのが正しいのか、一応話としては地域の代表ということで受けますけども、それをもっと深く考えていったほうがいいんですね。私が10年前市議になって、母校に招かれてお邪魔したときは、本当に感動したものです。児童生徒の喜びなのか、別れの悲しみなのか、先生方や保護者への感謝なのか分からないけど、涙だったり、また担任の先生が教え子の旅立ちを見たときに本当に号泣している姿など見ると、やはり社会の宝である子供たちに多くの方が関わっているんだということを一議員として感じたわけでございます。また、来賓側には地域で活動している方々だったりとか、幼稚園や保育園の先生方、例えば保育園や幼稚園から上がったかわいらしい小学校1年生、新入学生なんかは保育園の先生、幼稚園の先生見るとはしゃぐわけですよ、先生と。とか、そういう、例えば来賓の方が、保護者とかいたときに家庭の問題もあるかもしれない。学校生活、自分の我が子が卒業を迎えたと。地域でやはり子供を見守っていく、だから学区とかあって、今まで私は呼んでくださっていたと思うんですよ。そこでやっぱり議員として頑張らなきゃいけないと私は思ったわけでございます。どう思いますか、それ。今の私の話。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。議員のおっしゃることは、理解できるところでございます。ですので、来賓という形ではなくて、より学校に近い方々というような形で教職員と同じようなところに並んで参列いただいているというようなところがございまして、本当に学校の近い関係者の皆様方ということで参列をいただいているという状況でござ

います。以上でございます。

○4番（北村和之君） 議員も地域の方々も近しい関係者だと思うし、ぜひ呼んでください、本当に、シンプルに。はっきり言って、行事なくなるとめっちゃくちゃ楽ですよ。コロナのとき、私じゃないけど、ほかの自治体の議員と話しても、いや、北村君と。このままコロナ続けばいいなんて、私は言い方としてそういうふうにしたとかじゃなくて、それは言い方の一つとして要は行事やイベントなどが少なくなっていると。私は、そういうときにやっぱりイベント、あれもなくなるから、ちょっと学びをしてみようとか、そういうことで学びのほうに切り替えていたり、そうしたわけです。やはりコロナが価値観や文化を変えようというふうに当時言われていましたけど、私は今それを目の前で目撃しているんですよ。合理的にする、できることはしたほうがいいし、AIを活用したりとか情報技術、デジタル技術の発展はとても駆使したほうがいいと思うけれども、どれだけ発展しても人を起点とした人とのつながりがやっぱり私は重要だし、そういうところを起点した社会というのを求めていきたいので、2割とか今後学校ごとの判断とか、じゃどの学校の例えば学校長は呼んでくれて、地域の人が集まったら、その地域だけいろんなつながりで子供を見守る環境が仮に高まって、ほかの地域はそうじゃないことだってあり得るわけじゃないですか。そういうことで責任持てるんですか。だから、ちゃんと呼んでください。それで、ヒアリングのときも何かいろいろ手狭だからとかどうとか、そういうのもあって、実際にそういう問題があったら、何かやり方としても入場時間とかいろいろ考えればできるわけじゃないですか。楽をしたいというのは合理的に……コロナのとき不要不急ってありましたよね。不要不急こそが人生の醍醐味なんですよ。食べるとか寝るとかね排せつするとか、それは必要至急ですよ。不要不急のところは、伝統的な文化とか価値観とか、そういうのも私は学校にもあるし守ってほしいし、これからやっぱり見守っていくんだぞというところに地域の方々や我々議員もぜひ今後招いていただくように私はお願いしたい。取りあえずそれは今後も絶対にそうしてください。（私語る者あり）じゃ、回答お願いします。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。議員の熱い思いは、しっかりと受け止めたところでございます。学校のほうと検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○4番（北村和之君） ありがとうございます。よろしくお願いします。熱い思いだけではやっぱり物事が動かないから、あとは行政の皆さん、教育委員会の皆さん、本当にお願いしたいことが多々ございますし、よろしくお願いします。私は、皆さん尊敬しておりますから、本当に。皆様ができることが本当に大きい。柏市だけじゃなくて、日本や世界を変えていく取組だと本当に思っている。がん対策だって市長がいろいろ決断することで広がってきている部分もある。

では、次のがん対策に行きたいと思います。ピロリ菌です。ピロリ菌は、結論だけ言うと今のところ考えていないというような話があったんですが、ただ全国の自治体の二、三割ぐらいは踏み出しているということで、先ほどの御答弁でやっぱり予防効果がないからというような話だったけども、本当にそうなのかなと。じゃ、予防効果ないならなぜ3割が踏み出したりしているのかなというふうに思うんですけども、たださっき申し上げた、やっぱりポイントは死亡率を胃がん検診とかでは減らせますけども、発症予防をするということは2次予防の胃がん検診ではできないわけです。ピロリ菌検査や除菌をすることによって、ピロリ菌ががんのほぼ大きな原因だというふうに言われているんですが、これはがんセンターなども言っておりまして、世界的にもそういう研究結果があるんだから、それでほかの自治体の取組もあるんだから、

それ効果ないどころかというのは、本当になかったらどうなんだろうと思うんですよね。日本ヘリコバクター学会作成の中学生ピロリ菌検査と除菌治療自治体向けマニュアルというのもつくっていて、このヘリコバクター学会はやっぱり胃がん予防を目的として中学生以上でのピロリ菌の診断と除菌を推奨しております。尿検査や鞭虫検査などにより、また若い方が対象するのは千葉市だったり、全国的にもそうですし、このヘリコバクター学会作成の自治体向けマニュアルというのも若い、中学生などにも推奨されております。例えば鹿児島県では高校1年生だったりとか、佐賀県では中学3年生、松山市や高槻市、八戸市など中学2年生とか、ほかの市でも多く実施されています。ここまでどうですか。実施しない理由をやっぱりさっきおっしゃいましたが、私は実施する理由のほうがてんびんにかけて高いと思うんですけれど、何かただやらないって言ったからやらないんじゃないなくて、ぜひやれる方向、可能性はないのか、どうしたらどうなのかという、そこを考えてほしいんですよ。お願いします。

○健康医療部長（高橋裕之君） お答えいたします。市としてもやらないよということは決して言うておりませんで、現時点やはり我々としても国なりの状況なりを、動向なりを確認していく中で、直近の令和7年3月の参議院の厚生労働委員会の議論の中で、国とすると既に2016年から胃のエックス線検査と、あと胃内視鏡をそれぞれピロリ菌の検査を併せて胃がん検診の死亡率であったりとか、累積胃がん罹患率を評価していると。その大規模な臨床研究を今まに行っているところで、その成果を確認しながら今後国とすると有識者からの意見も踏まえて検討していくということになっておるので、柏市とすると今そういった状況で、ほかの市が3割先ほど私もやっているという話はしたんですけども、この時点で柏市としてやるという判断には至っていないということで、以上です。

○4番（北村和之君） 研究結果とかその時々状況によっていろんな効果ってどうなんだろうって変わってくるんです。例えば昔はお酒は百薬の長だとかあるけども、今の研究結果だと僅かでもやっぱり健康には悪いとか、そういうのはあるし、100%の、おっしゃっていることは分かります、理論的に。でも、100%のピロリ菌がいいとかやらないほうがいいということはないと思うんです、言えることはね。ただ、いろんながん対策って幾らでもあるわけですよ。1,000でも1万でも多分出せばいろいろあると思う。その中でもがん研究センターが言っていたり、ほかの自治体が踏み出していたりとか、ヘリコバクター学会とか、あと胃潰瘍や十二指腸潰瘍、またがんの原因にもなるという話が出ているんだから、さっきのミストシャワーなんかもそうだけど、ほとんどいない一部のぬれるのを嫌がるとか、何かそんな理由を出してきて、今の話もやっぱり死亡率、死亡率って言っているんだけど、私は何回も前から死亡率じゃなくて発症予防だと、1次予防だって何回言えば伝わるのか。あと10回ぐらい議会やっていても多分毎回一緒じゃないですか、これ、言っていることが。予防の話なんですよ。だから、いろんな言い方しているじゃないですか。胃がん、ピロリ菌検査の除菌は胃がんワクチンだとか、ワクチンとかだったらかなり分かりやすいとか、いろんな例を出して、今まで予防効果の部分とかをやっぱり死亡率じゃないというふうに言っているんだけども、大変残念です。市長、お力をお貸しください、今後とも。すみません。時間なので、ここで終わりにします。ありがとうございました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡田智佳君） 末永議員、どうぞ。

○25番（末永康文君） 北村議員の発言時間を取っちゃいけないから、我慢して待っていたん

ですけれども、先ほどの教育委員会の発言は、これまでの柏の教育行政から大きく離れたような答弁をしているんですよ。全国的にもそうですけど、教育機関は開かれた学校、地域の皆さんあるいは来賓の皆さんたくさん、そんなたくさん入れませんが、来てみてください、子供たちの成長やあるいは校舎を見てください、こういうことで開かれた学校という形で招待しているんですよ。だから、私たちも学校行ったら壊れているとかさびているとか行って見て、教育委員会、直してあげたらいいんじゃないかと、こういうふうに言うわけ。だから、議員さんも招待の一員の中に入るべきだと私は思う。急にコロナを理由に来なくていいというのは、これは密室の学校教育になっているから、ぜひ改めていただきたいと思います。以上です。

○副議長（岡田智佳君） 議事進行とは関係ないと考えられます。

以上で北村和之さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○副議長（岡田智佳君） 暫時休憩いたします。

午後 零時 3分休憩

○

午後 1時開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、武藤美津江さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔14番 武藤美津江君登壇〕

○14番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。通告の順番を一部変えて質問します。初めに、市長の政治姿勢について伺います。差別のない柏市を求めて質問します。地方自治研究機構の全国調査によると、2025年8月1日時点で505市区町村において524の人権と差別解消に関する条例が制定されています。カメラお願いします。こちらは、2023年4月1日施行の流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例です。前文では、流山市がこれからも全ての市民が住みやすく、それぞれの個性を生かして躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等のいかににかかわらず、一人一人が自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。市及び市民等が互いに協力し、多様性を尊重する社会を推進していくことで、互いを理解し、違いや個性を認め合い、個々の人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定しますとあります。カメラ終わります。外国人差別や女性差別、高齢者と若者を分断する動きが強まっている今だからこそ、柏市でも人権の尊重と差別のないまちづくりの条例が必要ではないか。柏市としても人権条例を制定してはどうか。次に、外国人に対する対応について伺います。1点目、さきの参議院選挙では日本人ファーストが声高に叫ばれ、生活保護、国保など外国人が優遇されていると言われたが、その実態はあるのか。2点目、外国人は国保料の未納者が多いとして、日本に入学し、新たに国保に加入した外国人などを対象に2026年4月から国保料を前納させることができるようにする。また、市町村国保と入管庁が未納情報を連携する取組を2027年6月から行う予定で、一定の保険料の未納がある在留外国人の情報をデジタル庁の情報連携システムに登録し、入管側が未納情報を参照し、保険料が納付されない場合は更新不許可にするという内容です。これは外国人差別であり、国際人権規約に反するのではないか。

次に、国民健康保険事業について伺います。8月27日に開かれた国保運営協議会では、2024年

度の決算見込みが示され、来年度の国保料の予定も示されました。24年度は、一般会計から10億円の繰入れを行い、7,200万円の黒字でした。昨年は平均8,500円の値上げ、今年は7,500円の値上げでした。カメラお願いします。こちらは、2025年度の国保料の比較です。所得400万円で4人世帯の保険料です。柏市は64万3,040円で、我孫子市に次いで2番目に高い保険料になっています。カメラ終わります。県の標準保険料に合わせるため、来年も7,500円の値上げです。この中には子供支援金として3,000円が含まれるとのことですが、3年間で2万3,500円もの負担増になります。物価の高騰が続いている中、もうこれ以上の負担は耐えられない。市民は、悲鳴を上げています。市民の暮らしを考慮した保険料と言えるのでしょうか。これ以上の保険料の値上げは、見直しをすべきです。次に、マイナ保険証の強制ではなく、今までどおり紙の保険証を存続するように求めて質問します。1点目、政府は昨年12月2日以降、マイナ保険証への一本化に向けて従来の保険証の発行を停止しました。保険証の廃止以来、医療機関の窓口で保険情報を確認する証明書は、期限切れ保険証の暫定的な運用を含めると少なくとも9種類も混在する異常事態となりました。カメラお願いします。保険証の廃止後の証明書の一覧です。マイナンバーカードだけでも3種類あります。これらの混在する証明書は、これまでは1枚あれば事足りたものです。政府のデジタル化の押しつけで事務手続が効率化どころか、煩雑になっているのではないかと。カメラ終わります。2点目、マイナ保険証の対応ができない医療機関、薬局などの件数は何件か。3点目、マイナ保険証を搭載したスマートフォンを運用している医療機関、薬局などはあるのか。4点目、混乱を招いているマイナ保険証の強制の中止を求め、従来の保険証を復活すべきではないか。

次に、生活保護行政について質問します。1点目、生活保護基準の引下げの違法性を訴え、全国で闘われてきた命のとりで裁判で、6月27日、最高裁は原告勝訴の判決を下しました。裁判の大本は、自民党の公約が発端でした。ある芸人の母親が息子から扶養を受けられるのに、生活保護を受給しているとの報道など、様々な報道により生活保護バッシングが起これ、自民党は2012年12月の衆議院選挙で生活保護基準の10%の引下げを掲げました。この公約に連動するように、厚労省が2013年から2015年にかけて生活扶助費の基準を平均6.5%、最大10%引き下げました。削減された保護費の総額は670億円です。消費者物価指数はマイナス2.35%なのに、厚労省は独自の指数、パソコンなどの家電製品が下がっているなどを用いて、マイナス4.78%としました。下落率に2倍の差があります。その上、基準部会の審議も経ず、専門家の意見を聞いていませんでした。最高裁は、物価の変動は生活保護の基準を見直す指標の一つだが、それだけでは消費実態を把握するものとして限界があり、専門知識に基づいた十分な説明が必要だ。専門家の審議が行われていないなどデフレ調整の判断過程と手続に誤りがあったとして、生活保護の引下げを取り消す判決を下しました。国が定める生活保護基準額を違法と最高裁が判断したのは初めてです。最高裁の判断について市の見解はどうか。2点目、カメラお願いします。こちらは、国立市の生活保護のホームページです。全ての人に安心して幸せに暮らす権利があります。全ての人には生きる権利があり、命は尊重されるべきものです。国立市では、ソーシャルインクルージョンの理念を基に市民の皆様が安心して暮らせるよう支援を行います。生活保護は、生きるための権利です。生活保護に対する差別やその他の差別は許されません。長引く物価高騰の影響で思いがけず生活に困ってしまう方もいらっしゃいます。このようなときには、生活保護を利用することができますとあります。ソーシャルインクルージョンとは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう

社会の構成員として包み、支え合うという理念です。生活困窮した方が初めて生活保護を受けたいと思って開いたホームページにこのような紹介があれば、安心して相談に行ってみようかと思えるのではないのでしょうか。さらに、生活保護の申請用紙もダウンロードできるようになっています。次お願いします。こちらは、柏市のホームページの生活保護のページです。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずに御相談くださいとあります。生活保護の申請が国民の権利だとうたっていることは、評価したいと思います。しかし、そうであれば誰でもがすぐに申請できるようにすべきではないのでしょうか。国立市を参考にホームページの改善や申請書のダウンロードができるようにしてはどうか。3点目、次お願いします。こちらは、国立市で行っている生活保護利用者の健康お悩み相談のチラシです。国立市では、市内での孤立死が何件か続き、外出してもらう機会を増やすことが大事だということから、取組を始めたそうです。孤立化の予防、健康への関心を高めること、受診行動の適正化などを目的としています。国立市では、毎月1回生活保護支給日に合わせて市役所の相談ブースを貸し切り、保健師が簡易なヘルスチェックの上、健康相談を実施しています。柏市でも生活保護利用者に対して健康お悩み相談会を行ってはどうか。4点目、エアコン設置補助についてです。次お願いします。豊島区では、熱中症対策として生活保護受給者に対してエアコンの購入、設置、修理費の費用を助成しています。設置込みで10万円まで支給されます。カメラ終わります。柏市でエアコンが壊れている世帯は把握していますか。5点目、柏市では熱中症対策としてエアコンを上手に使いましょうというチラシを配布しています。生活保護利用者で救急搬送された方はいますか。そのうちエアコンが壊れていて、熱中症で搬送された事例はあるのか、お答えください。エアコンがあっても電気代が心配で、使えないという方も多い。安心してエアコンが利用できるように夏季加算が必要だと思うが、どうか。

最後に、近隣センターのエレベーター早期設置を求めて質問します。6月議会では、近隣センターに早期にエレベーター設置を求める請願が全会派一致で採択されました。要旨は、1、近隣センターの後づけエレベーターの設置可能性調査の結果に基づき早期に計画的に着手してください。2、建て替えを含め、全ての近隣センターのバリアフリー化を急ぐことです。これまで近隣センターのリノベーションに併せてエレベーター設置が行われてきました。今までのようにリノベーションを行う時期に合わせるのではなく、保全工事に併せて前倒しでエレベーター設置をしていくとのことですが、具体的な計画はありますか。以上、1問目を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、差別のない柏市を求めてと外国人に対する対応の2点の御質問についてお答えをいたします。まず、差別のない柏市についてですが、本市といたしましても性別や年齢、障害の有無、国籍等の違いにかかわらず、全ての方が多様な生き方を認め合い、個性を生かせるまちづくりを行うことは、重要であると認識しているところです。本市では、柏市第六次総合計画において目指すまちの将来の姿として柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちを掲げ、人々が安心感、充実感、満足感を得ながら暮らせるまちを目指すこととしております。また、性の多様性等を尊重し、婚姻以外でもパートナーとして過ごしていけるよう、令和5年3月にはパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入したところです。市といたしましては、千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

の理念に基づき、誰もがその人らしく活躍できる社会の実現に取り組んでまいります。次に、外国人に対する対応に関する御質問にお答えをいたします。初めに、本市の生活保護や国民健康保険において外国人が優遇されている実態はあるかとのお尋ねでございますが、いずれも関係法令に従い適正に実施しており、国籍による優遇等の措置はございません。なお、令和7年3月末時点における日本人の生活保護受給世帯4,219世帯に対し、外国人の生活保護に準じた扶助を受けている世帯は81世帯、1.9%となっております。次に、外国人被保険者の保険料前納制度及び在留資格審査での滞納情報活用について、外国人差別につながり、国際人権規約に反するおそれがあるのではないかと御質問についてお答えをいたします。まず、外国人が国保に加入する際にあらかじめ保険料相当額を納めていただく前納制度につきましては、国において検討が進められておりますが、まだ具体的な内容は示されておらず、引き続き情報収集に努めてまいります。一方、出入国在留管理庁が行う在留資格審査業務に必要な保険料の滞納情報の提供につきましては、令和9年度から公共サービスメッシュという新たなシステムが導入される予定となっておりますが、近隣市におきましてはこれを待たず、同庁との間での通報スキームを活用して先行実施されているところです。柏市におきましても、これまでも外国語によるリーフレット作成などによる制度の周知、納付勧奨や納付相談など保険料に未納のある外国人加入世帯に対し様々な取組を行ってまいりましたが、保険料収納率は日本人の約92%に対して約69%と低く、加入者間における保険料負担の公平性の観点からさらなる対策が必要な状況となっており、現在通報スキームの活用について検討しているところです。いずれにいたしましても、日本人はもとより、我が国に在留する外国人にも法令に基づく公的義務を履行していただくことは、よりよい共生社会の実現に資するものと認識をしております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 吉田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 吉田みどり君登壇〕

○健康医療部理事（吉田みどり君） 私からは、国民健康保険事業に関する御質問5点にお答えをいたします。まず、国民健康保険料の引上げを中止してはどうかとの御質問にお答えをいたします。柏市では、令和12年度に予定されている県内保険料水準の統一を見据え、将来世代の急激な保険料負担増を招かぬよう、令和6年1月に策定した柏市国民健康保険料改定指針に沿って保険料の見直しを進めているところです。国民健康保険制度は、高齢かつ所得の低い加入者が多く、相対的な保険料負担が大きいという制度上の問題がある中で、年々増加する医療給付を都道府県単位で維持しなければならない状況です。また、社会保険の手法による社会保障制度でございますので、必要な医療給付を確保するためには物価高騰という状況下であっても、大変心苦しいことではありますが、応分の御負担をお願いせざるを得ないものと認識しております。来年度の保険料率につきましては、今後柏市国民健康保険料改定指針に沿って将来推計の見直しを行い、検証を行ってまいります。次に、マイナ保険証への一本化に向けて複数の証明書が混在しており、医療機関における手続が煩雑ではないかと御質問にお答えをいたします。昨年12月にマイナ保険証の本格的な運用が開始されて以降、現在はその移行期に当たり、マイナ保険証のほか資格確認書や資格情報のお知らせといった複数の証明が並存している状況でございます。柏市国民健康保険におけるマイナ保険証の利用登録率は、令和7年8月1日現在で63.6%に達し、順調に伸びております。今後マイナ保険証への理解が広がり、マイナ保険証への一本化が進められていく中で、マイナ保険証への移行期における煩雑さは解消され

るものと考えております。次に、市内におけるマイナ保険証利用に対応していない医療機関及び薬局の施設数についてお答えをいたします。柏市内の医療機関等におけるマイナ保険証利用への対応状況は、令和7年6月29日時点で合計695件中対応611件、非対応84件となっております。次に、スマートフォンでのマイナ保険証利用に対応している医療機関及び薬局の施設数でございますが、スマートフォンのマイナ保険証利用につきましては、令和7年9月19日から機器の準備が整った医療機関等で順次利用可能となる予定ですので、現在対応している医療機関等はありません。最後に、従来の保険証を復活すべきではないかとの御主張にお答えいたします。法改正に伴い、令和6年12月2日以降従来型の保険証に代わりマイナ保険証または資格確認書を御利用いただくこととなりましたので、新たな保険証を交付することはできません。関係法令等に従い事務を進めてまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、生活保護行政についての御質問についてお答えいたします。1点目の権利としての生活保護の生活保護基準引下げ処分取消し等請求訴訟の最高裁判決につきましては、国からの事務連絡及び報道等により本市でもその内容を把握しております。国では、この判決を受け、令和7年8月13日に専門家から成る社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置し、今後の対応の在り方について検討が始まっているところです。今後につきましては、国の動向を注視し、通知等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。次に、国立市のホームページを参考にしてはどうかにつきましては、生活保護の制度では生活保護を必要とする方が誰でも申請でき、要件を満たせば受給できる制度であることから、議員御指摘のとおり、どのような立場の方に対しても分かりやすく制度を周知することが必要なため、本市としましては毎年生活保護のしおりの見直しを行っているところでございます。昨年度はQRコードからホームページにつながるチラシも作成し、近隣センターや専門相談機関に配架しているところでございます。また、申請書につきましては、複雑な制度であるため、相談者から相談を受けた上で内容を丁寧に聞き取り、申請者が不利益にならないよう活用できる制度の案内や生活保護制度の説明をしておりますので、相談を受けた際に申請書類をお渡ししております。なお、周知につきましては、他市のホームページ等も参考にし、今後も分かりやすい制度の周知ができるよう工夫してまいります。次に、健康相談についてお答えいたします。本市では、日常的にケースワーカーが窓口面会や定期訪問を通じて、体調や通院状況等について丁寧に聞き取り、適切な医療やサービスにつないでおります。健康相談につきましては、被保護者健康管理支援事業を実施しており、定期健康診断の受診勧奨、生活習慣病の発症、重症化予防を目的として、会計年度任用職員の看護師が医療レセプト、健診結果などのデータから健康リスクの高い方に対しケースワーカーと同行訪問や窓口面会等で健康状態の確認や助言を行うとともに、未受診で健康状態が心配な方の相談、受診勧奨のための相談などの取組を実施しております。今後も受給者の方の健康維持や健康不安の解消に向けた取組を実施してまいりたいと考えております。次に、エアコンの設置と夏季加算についてお答えいたします。高齢者や障害者、低所得者等を対象としてエアコン購入費用等を独自に補助している自治体があることは承知しております。本市でも、生活保護制度改正前でエアコン購入費が扶助されていない平成30年4月1日以前のエアコン未設置世帯を対象に令和4年度に市単独事業として扶助したところでございます。エアコンの修理や買換えの費用に

つきましては、さきの6月議会においても御答弁させていただきましたとおり、冷蔵庫等の家電製品と同様に生活扶助費のやりくりで賄っていただき、どうしても賄えない場合には社会福祉協議会の貸付け等を利用していただく御提案をしております。また、本市の生活保護受給者のエアコン故障の現状といたしましては、8月現在13世帯、そのうちエアコンの故障が原因と思われる熱中症の症状で救急搬送された人数は2世帯2名となっております。この2世帯のエアコンにつきましては、既に修理済み及び買換え予定となっております。エアコンの購入、修理費用につきましては、担当のケースワーカーが訪問等を通し状況を把握した上で、必要な支援や助言を行ってまいります。最後に、夏季加算についてですが、国の基準に基づいた生活扶助費に含まれているもので、電気代等の高騰においても本市のみの課題ではないことから、本市が独自に加算を行うことは考えておりません。今後も引き続き国の動向を注視するとともに、必要な機会を捉え、国へ要望を行っていきたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、近隣センターのバリアフリー化、エレベーター設置に関する御質問にお答えをいたします。近隣センターのバリアフリー化、エレベーターの設置は、今後ますますの高齢化社会の進展が見込まれる中、多様な世代が集う地域コミュニティ拠点、また災害発生時の避難場所でもある地域防災拠点として早急に対応すべき課題であると認識しているところです。これまで近隣センターにおけるエレベーターの設置は、リノベーション事業など大規模な改修工事に併せ検討することとしてまいりましたが、今後は早期にエレベーターの設置を進められるよう、大規模改修を待たずに防水や空調設備改修等の保全工事に併せ検討を進めてまいります。また、検討に当たっては、第2期柏市公共施設等総合管理計画による目標使用年数や施設の利用状況も考慮しつつ、財源の確保を図りながら早期に全ての近隣センターのバリアフリー化を達成できるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、武藤美津江さん。

○14番（武藤美津江君） エレベーターの設置については、今御答弁ありましたけれども、多くの市民の切実な願いですので、本当に時間がないんですけれども、早期に設置するように努力していただきたいと思います。

人権条例について。全国在日外国人教育研究協議会は、8月9日に言わない、言わせない日本人ファーストという緊急声明を公表しました。声明では、日本人ファーストは日本人を優先するという意味ですが、同時に日本人以外は後回しにするにも聞こえます。排外主義や外国人差別を助長あるいは正当化しかねないニュアンスをはらんでおり、日本の国内に暮らしている数百万人の外国人や日本以外にルーツのある人たちへの支援や権利の保護を軽んじることにつながる危険性があります。トランプ政権が史上最大の強制送還作戦を掲げているアメリカでは、この5月に南部テキサス州で11歳のヒスパニック系の女生徒らが命を絶ったというニュースが流れました。彼女が亡くなる数週間前から学校内ではヒスパニック系の子供たちに対し強制送還されるぞとか、移民税関捜査局に通報するなどといった言葉が投げかけられていたと伝えられています。子供たちは、大人たちの姿を見ています。日本人ファーストという言葉と差別的な言動がまちにあふれ、連日報道されたことにより、子供たちはああ、こういうことを言ってもいいんだと学習してしまいました。差別の言葉により外国人や外国にルーツのある子供たちの心は、深く傷つけられます。多文化共生の学校社会を実現するために正しい知識に基づき差

別を見抜く目を養う教育が今こそ求められています。教育に関わる全ての関係者は、子供たちとその家族がヘイトスピーチ、ヘイトクライムにさらされないことがないように共に協力し合い、排外主義に立ち向かっていきましょうとあります。子供たちの影響について、柏市はこの声明をどう受け止めますか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。年齢や性別、国籍等によって差別がされるということは、あってはならないというふうに考えています。市の取組として御紹介をさせていただきますと、市では麗澤大学と連携をいたしまして、市内の小学校を訪問し、留学生による異文化理解講座を実施しているところです。今後もこうした事業を通じて多文化に対する理解を深めていきたいというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 木更津市の木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例では、全ての人は生まれながらにして個人として尊重されています。しかしながら、私たちが暮らしている社会には今もなお差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには、社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症の蔓延や先行き不透明な経済状況等が多くの人に生きづらさをもたらすとともに、他者への不寛容さを増大させています。また、インターネットを利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。一部省きます。そこで、私たちは市民一人一人がお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会を本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。この条例も流山市と同じ2023年の4月1日に施行されています。千葉県内では、流山市と木更津市がこの人権条例をつくっています。柏市でもぜひ県内3番目を目指して制定していただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。先ほど市長から県条例の話を答弁させていただきましたけれども、県条例も多様性が尊重される社会の実現を目的としております。制定時期についても流山市、それから木更津市の両市とほぼ同時期ということで、先ほど市長から御答弁しましたとおり、県条例の理念に基づいて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 県条例があればいいというものではないんですよね。流山市や木更津市もちゃんと市としての条例をつくっているわけですから、柏市としてもきちんと柏市としての条例をつくっていただきたいと思いますと思うんですが、どうですか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。それぞれの条例に共通する点としては、理念を定めているというところで、考え方は基本的には同じだと思います。したがって、繰り返しになりますけれども、多様性が尊重される社会の実現に向けて具体の施策を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 木更津市の条例も流山市の条例も差別的取扱いの禁止が条文の中にしっかりと書かれています。三鷹市では、人権が尊重されるまち条例の制定に当たって市の市民会議や審議会での意見聴取、人権課題に係る当事者や関係団体へのヒアリング、市民によるワークショップ、有権者を招いての市民フォーラムの開催、パブリックコメント等により広く意見を伺いながら条例に反映したということです。つまり市民と一緒にあって柏市がどういうまちづくり、市をつくっていくのかということがこの条例に表れるのではないかと思いますの

で、ぜひ柏市としても市独自で人権条例をつくっていただきたいと思います。次に、外国人に対する対応についてです。外国人の生活保護の利用者は、全体の約2%ということで伺いました。また、国保についての加入者は全体でどれぐらいですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。国保の加入世帯につきましては、令和6年度末時点で外国人の世帯が5,302世帯、加入世帯全体の8%ほどとなっております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 先ほども御答弁いただきましたけれども、生活保護では2%、国民健康保険では8%の外国人の方が優遇されていることはないということでもよろしいのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。先ほど市長のほうから御答弁させていただいたとおりで、優遇されているということはございません。

○14番（武藤美津江君） 外国人の方が特に優遇されていないということは確認をいたしました。外国人の対応について伺いますが、外国人の国保を前納制にするとか、また未納の外国人に対して入管と情報連携をするということについて柏市はまだ具体的には検討中ということなんですけれども、これは差別ではないかと考えますけれども、日本人が国保料を払わなかった場合はどのような対応されるのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 日本人、外国人ともに滞納があった場合の対応ということになるんですけれども、まず納期限後約25日後に督促状を送付するということになっていきます。その後まだ納付が確認できない場合には、納期限後約1か月半ぐらいから文書であったりとかお電話などで催告を開始するというような流れになっております。その後も滞納状態が継続する場合には、引き続き催告を行いつつ財産調査などを実施いたしまして、納期限後約4から5か月後目ぐらいでやむを得ず法令に基づいて差押え等の滞納処分になるというような状況になります。以上です。

○14番（武藤美津江君） 外国人の方も日本人の方も特に優遇とか、そういう配慮とか、そういうことではなくて、一緒の対応をされるということですよ。病気や失業とか経営難、高齢化などで税金や社会保険料を滞納するということは、誰でもあることだと思います。その場合は、日本人と同様に生活保護で支援をするとか、今おっしゃいましたけれども、督促、差押え、行政処分など日本人同様に対応すればいいことで、外国人だからということで特別の対応はなされなければならないのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） この通報するという仕組みは、在留期間の更新であったりとか在留資格の変更という、そちらのほうの手続の中で納税の状況であったり、国民健康保険料の納付の状況を把握するという一連の取組の中の一つに位置づけられているものですので、我々としてはそういった事実がある場合には速やかに報告することになるのかなというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） それ入管に報告したら、どうなるんですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） そこから先は入管のほうの手続になって、例えば資格がなくなるとか、そういったことになるのかもしれませんが、あくまでも我々として納付状況を報告するというような手続になると思います。以上です。

○14番（武藤美津江君） そこから先のことは分からないというのは、随分無責任なことだと思うんですよ。在留許可が下りずに、仮放免の外国人の方は仕事はしてはいけない、医療も受

けられない、生活保護も受けられないという無権利状態になるんですよ。そういうことは御承知ですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 悪質な場合ということで、おおむね納付が確認できなくなってから1年以上経過しているような者が対象になるというふうな通知があるものですから、それまでの間に滞納ですとか、これは日本人と同様ですけれども、同様の滞納などの状況があれば、それは御相談をいただいて、適切にその人、その人の生活の状況であったりとか、暮らしの状況に合わせて御相談に乗っていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） それじゃ、日本人が滞納していたら外国人の方のように国籍を奪われて、日本から出ていけと、そういうことと同じだということではないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 繰り返しますが、この仕組みについては外国人の方の出入国在留管理庁の通常業務の、さっき言った在留期間の更新とか資格の変更ということについての審査の一環で行われるというふうに承知しております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 政府は、日本が1979年に批准した国際人権規約に基づき外国人の地位、権利について本規約で認められた権利を外国人にもひとしく保障するよう努めているとし、社会保障について内外人平等の原則に立ち、国民と同様の社会保障を実施するよう努めているとしています。差別的な、懲罰的なやり方は人権の軽視であり、外国人の地位を著しく不安定にします。国際人権規約を遵守して外国人の人権を守り、地域社会で共生していけるように対応していただきたいと思います。

国民健康保険料について伺います。来年度の国保料の値上げ分7,500円に子供支援分が3,000円含まれるということですが、なぜ国保料に子供支援分が含まれなければならないのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 昨年の衆議院のほうの質問の中で政府のほうで答弁している内容として、健康保険制度は保険給付のほか、被保険者等の健康の保持、増進のために必要な事業、その他の法律の規定に基づく事業を行うことにより健康保険法第1条、ここは目的が書かれているものですが、規定する目的を達成しようとするものであり、子ども・子育て支援納付金を充てる給付及び事業も同法等に基づく保険給付や事業と同様の趣旨のものであって、同条等に規定する目的の達成に寄与することから、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を同法等に基づく保険料等として徴収するという制度設計が妥当であるというふうに説明をされているというところにのっとって判断しております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 県の標準保険料には最初からこの子供支援分というのは含まれていたんでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 県のほうの、その前、この制度設計が行われる前に算定されているもんだと思いますので、そちらのほうで見直しをされているかどうかちょっと私今手元にないんですが、当初に示されたものについては入っていなかったのではないかなというふうに思います。

○14番（武藤美津江君） 国保は、本来医療分だけでした。それが介護分、後期支援分の負担が増えました。介護分、後期支援分というのは高齢者の医療に関わることなので、負担をする理由にもなるんですが、子育て支援分は子供の医療費を無料にするためではありません。医療と関係のないこども誰でも通園制度とか子育て支援に関わるものです。医療保険に併せて負担させるのは、道理に合わないと思いませんか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 子ども・子育て支援金制度については、こども家庭庁によりますと子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組み、新しい仕組みとして少子化対策に受益を有する全世帯、全経済主体に医療保険の保険料と併せて令和8年度から拠出いただくと説明されておりますので、そういった仕組みであるというふうに承知をしております。なお、すみません、先ほど県のほうが入っていないんじゃないかというふうにお伝えしましたが、令和8年度以降の標準保険料の試算には入っているということだそうです。以上です。

○14番（武藤美津江君） 柏市の国保運営協議会の粗い将来設計の資料では、来年2026年が子育て支援分が3,000円、27年度は3,600円、28年度から30年度までは毎年4,800円の負担増です。こども家庭庁のQ&Aでは、26年度が6,000億、27年度8,000億、28年度1兆円の医療保険料と併せて拠出いただきますとありますが、28年度以降は1兆円ずつ毎年負担させられるということでしょうか。しかも、この国保の中には子育て世代も入っているわけですね。どうですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えします。その先の件については、ちょっとまだ示しがないので、分からないんですけども、子育て世帯も含めてというか、全世帯で分かち合いの制度だというふうに示されておりますので、その示しに沿って進めていきたいと思います。以上です。

○14番（武藤美津江君） 柏市は県の標準保険料に合わせるためといって毎年7,500円の値上げをするという方針ですが、その中に子供支援金が含まれていると。例えば来年の標準保険料が14万4,212円ですが、そのうち子供支援分の3,000円は本来負担しなくてもいいものと考え、7,500円の値上げではなく、4,500円でよかったということになり、2030年の標準保険料が15万9,731円ですが、子育て支援金の4,800円がなければ、国保料は2,700円の値上げでいいということになるんですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 国のほうの制度設計に沿ってこちらも試算をしていかなければならないという状況になっておりますので、国の関係法令にのっとって対処していきたいと思います。

○14番（武藤美津江君） 本来高い保険料を値下げするために国庫負担を増やすべき国がさらに国保加入者に子育て支援金の負担増、そして社会保障の歳出削減で財源を確保するなどんでもないことです。国保料の負担増につながる子育て支援金は中止を求めるべきだと思いますが、どうですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 繰り返しになりますけれども、この制度の議論につきましては国のほうでなされるべきものと考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 国に対してもしっかりと、国保本当に高いですから、国保の国の国庫負担を増やすように、そして子育て支援金などまた負担増になるようなことはやめるように言っていただきたいと思います。マイナ保険証について伺います。マイナ保険証を強制しようとするから、マイナ保険証のトラブルに対応するために9種類もの資格を確認する方法を次から次と考え出さなければならなくなったということではないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 今移行期であるというところを踏まえて、皆様にとって窓口で10割負担にならないように配慮するために様々対応をしているのだというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 市民は、今までどおりの保険証で何も不便は感じていなかったわけです。マイナンバーカードの普及が進まないために保険証とひもづけてしまった。それが大き

な混乱を招いているんだと思います。マイナ保険証の解除申請数が8月397件でした。5月は183件でしたので、2倍以上に増えています。7月末で今までの保険証の期限が切れたために不安になって、資格確認書が送付されないマイナ保険証を解除して、今までの保険証と同じ資格確認書にしたいということではなかったのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 今議員おっしゃられたとおり、昨年交付された保険証の期限の7月末に向けての様々な報道などによって不安に思われた方がいたかもしれませんが、ひもづけ解除の申請を行った詳細な理由までこちらで確認ができておりませんので、その辺の詳細はつかめておりません。ただ、繰り返しになりますけど、マイナ保険証のひもづけ者の割合は伸びているという状況になっております。以上です。

○14番（武藤美津江君） マイナカードの対応していない医療機関、薬局などが6月29日現在で84件あるということを伺いました。マイナ保険証が利用できない医療機関もあるんですから、全ての国保加入者に対して資格確認書を一律交付する必要があるのではないのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 令和6年12月2日以降は従来型の保険証も交付できませんし、あと資格確認書についてはマイナンバーカードによる資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療を受けられるよう、その方からの求めに応じて交付するというルールになっておりますので、その制度の趣旨にのっとり、事務を進めてまいりたいと思います。

○14番（武藤美津江君） 医療は全ての住民にひとしく提供されるべき基本的な権利であり、マイナ保険証の有無にかかわらず後期高齢者と同じように申請不要で交付するべきだと思います。渋谷区、世田谷区などでは実際交付しているわけですから、ぜひ柏市でも一律交付をしていただきたいと思います。

次に、生活保護利用者のエアコン設置についてです。熱中症で搬送された生活保護利用者が13人ということですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。熱中症で救急搬送された件数が13名ということになります。以上です。

○14番（武藤美津江君） エアコンが故障して利用できなかった方で、救急搬送された方が2人ということです。その方は、もう今は入院はされていないということですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。お一人だけ現在入院中ということになっております。以上です。

○14番（武藤美津江君） お一人はエアコンの修繕済みで、お一人はまだ入院中で、その後買換えを予定しているということです。しかし、エアコンの買換えをするときは、社会福祉協議会からお金を借りなければなりません。生活保護利用者は、借金をしてはならないことになっています。生活保護費は最低限の生活費だから、生活費を受け取って借金の返済はできないということだと思います。それなのに、借金を強要するようなことでいいのでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。基本的に借金はできないという形になっておりますが、社会福祉協議会のほうですと利息等ありませんし、もろもろの返し方、返済の仕方等の相談もきちんと乗っていただけるということで、ほかに手段がないというところもありまして、社会福祉協議会のほうの貸付けは生活保護の法律の中で認められているものとなっております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 流山市では、エアコン新規購入費促進助成金として、稼働するエア

コンが一台もない低所得者及び生活保護世帯に対して省エネエアコンの購入費用等に助成金を交付し、熱中症等の事故を未然に防ぐこと及び高騰している電気料金の負担軽減等で生活支援を目的として上限4万5,000円の補助を行っています。利用状況ですが、2023年、低所得者が3件、生活保護利用者が3件、予算が43万円でした。2024年の低所得者が7件、生活保護を利用している方が1件、予算が37.5万円ということです。25年度は低所得者の方が7件で、37万5,000円ということです。柏市の生活保護利用者でエアコンが故障している世帯が13世帯です。流山市のように上限4万5,000円の補助をしても、58万5,000円の予算があればできます。先ほど御答弁ありましたが、エアコンがない方に柏市としても独自で平成30年ですか、補助を行ったということもありますので、ぜひ柏市としても補助していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。繰り返しにはなってしまうんですけども、もちろん生活保護の方、この猛暑の中なので、エアコンの大切さ、重々分かっているつもりなんですけれども、エアコン以外にも冷蔵庫ですとか家電製品、今でいうと電子レンジですとか、そういうものも生活の中の必需品と私たちは判断しております。その辺りも考えますと、エアコンだけの課題ということではありませぬので、生活保護の受給者の方に関しましては生活費のやりくりの中、その辺りの相談はケースワーカーが個々の状態に応じて相談に乗りながら対応していきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今本当に猛暑で、命に危険な暑さって言われていますよね。エアコン使ってくださいということを柏市も言っているわけですが、熱中症対策として。けれども、やっぱり借金をしたらそれを返さなきゃいけないわけですよ。それを最低生活費の中からどうやって工面をするんでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。最低生活費の中でやはり基準生活費を算定するに当たっては、その全額が生活費に必要という、約1割ぐらいは預貯金に賄えるであろうという形で算定がされていますので、生活扶助の中のやりくりにつきましては御相談を受けながら何ができるのかを相談させていただいて、一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 生活保護費の基準が引き下げられて、それでなくても本当に大変な暮らしを強いられているんですよ。そういう方が貯金なんかできるんですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。貯金ができるかできないかというのは、各世帯によって様々になっていると思います。もちろん生活形態もありますし、その方それぞれの生活の仕方もありますので、貯金されている方ももちろんいらっしゃいます。生活費が足りないという申出がある方もいらっしゃいます。ただ、生活保護基準は定められたものですので、その中でどうやりくりするかというのは、ケースワーカーと一緒に現場で考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 先ほどまだ熱中症で入院されているということでした。本当に命に関わる問題なんですよ。もう亡くなってからじゃ本当は遅いんですよ。なので、ぜひエアコンの補助費は早急に補助制度つくっていただきたいと思います。救急搬送されたうちの13人は、エアコンがあっても使っていないということではなかったんでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） 失礼しました。救急搬送された中で熱中症が原因とされる方はお二人になっているので、そのほかの方は他の傷病によって救急搬送となっております。以上

です。

○14番（武藤美津江君）　じゃ、救急搬送までにはいかなかったけれども、熱中症になったという方は把握されていますか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　お答えします。個々のケースワーカーが体調管理の中で把握していますけれども、申し訳ありません、数字としては特に今出せるものがございません。以上です。

○14番（武藤美津江君）　エアコンがあっても使っていなかった、使えなかったという方がたくさんいらっしゃると思うんです。電気代が心配で利用できないということで、2023年度の生活保護実態アンケートでは夏場の電気代が3,000円から1万円増えたという声が上がっています。柏市でも実態調査を行ってほしいと思いますが、どうですか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　お答えします。光熱水費や生活費の使い方に関しましては、個々のやりくりになってきますので、必要なもの、どのような使い方、家計調査というのも国でやったりしていますので、そのように今後何かの機会を捉えて、やれることをやっていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君）　生活保護の基準の引下げを違法とする最高裁の判決について、柏市は生活保護利用者の生活が1割も引き下げられたらどんな生活を送らなければいけないのか、生活が立ち行かなくなるというようなことを理解していたんでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　お答えいたします。平成25年の基準改定のときに最大約1割下がった方、また逆に増額された方もいらっしゃるところで、私どもも国の基準に従ってやっておりますので、もちろん生活保護受給者の方、1円でも2円でも下がれば生活のやりくりが必要ということは重々承知しております。ケースワークの中で一緒に対応していきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君）　生活保護の基準の引下げが違法だと判決が下されたのに、国のほうはまだ原告の方に謝罪もしていない。一刻も早く2013年前の基準に戻すべきだということをぜひ柏市のほうからも声上げてほしいと思うんです。物価の高騰で生活保護費だけでは暮らしていけない、今利用者の方から悲鳴が上がっています。先ほど調査は独自でしないというような御答弁ありましたけれども、ぜひ柏市の生活保護の利用者の実態、暮らしの実態、どうなっているのかということを実態調査を行ってほしいと思います。どうでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　今後その辺りに関しましては、研究していきたいと思えます。以上です。

○議長（坂巻重男君）　以上で武藤美津江さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君）　暫時休憩いたします。

午後　2時休憩

○

午後　2時11分開議

○議長（坂巻重男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、田口康博君。（「頑張って」と呼ぶ者あり）

〔2番　田口康博君登壇〕

○2番（田口康博君） 日本共産党、田口康博です。被爆、戦後80年、戦争のために無残にも失われた命の記憶を必ず次の世代に伝え、世界平和を希求しなければと気持ちを新たにされた方も多いのではないのでしょうか。今イスラエルがガザの人々を虐殺し、飢饉の状態に置いている非人道的行為を強く非難します。

通告に従い、質問します。まず、平和について。1点目、核兵器禁止条約に関して。日本被団協は、昨年末のノーベル平和賞受賞後も歩みを止めることなく、全国、世界各地に被爆の実相を伝え、核兵器禁止条約への参加の意識を着実に高めています。私も昨年の広島に引き続き、今年長崎の原水爆禁止世界大会に参加をし、被団協の方からの核兵器廃絶への強い意志を受け取りました。今から40年前の1985年、柏市は世界の恒久平和を願い、非核三原則の堅持、核兵器廃絶と軍備縮小を訴える平和都市宣言を行いました。柏市議会は2021年、核兵器禁止条約締約国会議に日本政府がオブザーバー参加をする請願を採択、太田市長は就任後政府の対応を要請しました。いまだに政府は求めに応じませんが、世論はどうか。本年4月の朝日新聞調査では、核兵器禁止条約に加盟するほうがよいが73%、加盟しないほうがよい、22%を大きく上回っています。核兵器禁止条約を署名、批准し、希望ある未来へと大きくかじを切る、今こそ歴史の転換点です。市長に求めます。日本政府に核兵器禁止条約を署名、批准するよう求めてください。2点目、イスラエルのガザでの大量虐殺について。9月1日、世界最大の研究者団体は、イスラエルがガザで大量虐殺、ジェノサイドをしていると認定しました。国際刑事裁判所は、昨年末、イスラエルのネタニヤフ首相を戦争犯罪や人道に対する罪の疑いで逮捕状を出しました。事態打開のためヨーロッパ諸国やカナダでパレスチナの国家承認へ向けた動きが本格化しています。客観的事実として、イスラエルがガザの人々を虐殺し、50万人以上が飢饉の状態に置かれていることは、様々な報道で明らかです。子供たちにイスラエルの非人道的行為の非人道性を問われたときに、声を上げない大人はどう答えられるのでしょうか。太田市長は、2022年3月、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対しいかなる理由であっても他国への軍事侵攻は決して許されるべきものではありませんと非難しています。イスラエルの行為への言及は、その非人道性においてさらに踏み込んだものとなるべきではないのでしょうか。太田市長の見解と発言を求めます。3点目、柏市の平和についての発信に関して。画面お願いします。被爆、戦後80年のこの8月、自治体広報紙のトップページには平和のメッセージを伝えるものがありました。近隣市では、この画面のように左から船橋市、野田市、印西市、次お願いします。同じく我孫子市、白井市などの広報紙で平和のメッセージを強く印象づけるものとなっており、印西、我孫子、白井は市長メッセージがそこに掲載されています。対して広報かしわ8月号はどうか。この図の一番右側です。トップページは、柏を変える鉄道の力、魅力ある内容だとは思いますが、被爆、戦後80年のトップページは検討されなかったのか、疑問があります。また、広報かしわに平和のメッセージを伝えるトップページが掲載されたことは最近はないようです。画面ありがとうございました。柏市政の重要な情報発信源としての広報かしわの価値、特にトップページにおける市民へのメッセージ性を考えたとき、平和のメッセージを伝えるということが不足しているのではないかという印象を受けます。市長の見解を尋ねます。次に、子供版防衛白書について。画面お願いします。防衛省がこの図の子供版防衛白書を7月時点で全国約2,400の小学校に計6,100冊配付していたことが分かりました。中国やロシアなど特定の国を名指しして脅威をあり、軍事力強化を正当化し、政治的に意見が分かれている安全保障政策などについて政府の見解を一方的に教え込む内容で、一面的な捉え方につながる可能性があるな

どの指摘があり、職員室などでの保管を決める自治体もあるなど、懸念や戸惑いが広がっています。防衛省は2021年から子供版防衛白書を毎年作成していますが、学校への配付は今回が初めてです。次をお願いします。報道によりますと、長崎市はこの冊子についてこの図のように特定の国に関する記載があることなどから、職員室などで保管するよう学校に連絡しました。長崎市教育委員会の担当者は、長崎市内の学校には様々な国々にルーツを持つ子供たちも在籍している。傷ついてしまう児童が出てくる可能性もあるので、配慮を要するのではないかと考え、職員室か校長室で一旦保管し、確認しているとしています。次をお願いします。長崎大学核兵器廃絶研究センターの中村桂子准教授は、この冊子はこの図のように日本の安全保障を軍事力の強化による抑止という一つの側面にフォーカスして説明している。しかし、実際の日本の対外政策は、平和国家として各国との外交関係の深化、経済的な結びつき、国際協調、軍縮、不拡散など極めて多面的。この冊子だけでは、子供たちが日本の安全は軍事力だけで守られるという一面的な見方に陥ってしまう危険性がある。多角的、批判的思考を養う訓練が不十分な小学生に与えることは問題があると言っています。次をお願いします。また、中村准教授は、ウクライナがロシアに侵攻された背景には複雑な歴史的経緯があり、この冊子のこの図の記述のように防衛力が足りなかったからと結論づけるのは侵略者側の論理を正当化し、被害者に責任を転嫁することにもつながりかねないとも指摘しています。画面ありがとうございました。質問です。1点目、柏市ではこの子供版防衛白書は防衛省から送付され、各学校に配置がなされましたか。2点目、柏市教育委員会では子供版防衛白書の内容及び全国での配付の情報について把握していますか。3点目、長崎市教育委員会の様々な国々にルーツを持つ子供たちへの配慮について柏市ではどう考えますか。4点目、長崎大学、中村准教授がこの冊子だけでは子供たちが日本の安全は軍事力だけで守られるという一面的な見方に陥ってしまう危険性がある。多角的、批判的思考を養う訓練が不十分な小学生に与えることは問題があるとの見解に対し、柏市教育委員会では子供の発達の観点からどう考えますか。5点目、以上述べたことから特に多面的な発達の途上にある児童生徒に対して非常に問題が大きいこの子供版防衛白書について各学校に配置すべきではないと考えますが、柏市教育委員会は今後各学校に子供版防衛白書を配置しないときちんと判断できるでしょうか、お答えください。

次に、こども誰でも通園制度について。1点目、柏市で10月より始まる試行事業に関して、その目的、3月までの計画、現在の進捗状況、条例制定など今後のスケジュール、来年度本格実施の見通しを述べてください。2点目、制度の問題点に関して。こども誰でも通園制度に対し研究者、関係者が制度の問題点を指摘しています。補助単価が低過ぎる、月利用時間が10時間では少な過ぎるなど非常に多くの問題点が挙げられています。本来保育士の配置基準の十分な改善、入所要件の緩和、保育士の待遇改善など環境整備を行った上で乳幼児預かり事業を充実させ、子育て支援を行うべきであったとの意見が多くあります。その上で、柏市でもこの制度実施において特に克服しなければならない課題というものは先行実施の自治体の経験などから学んでいるはずです。それらをどう克服していくのか、具体的に説明してください。3点目、乳幼児突然死症候群、SIDSに関して。国が示す基本制度では利用が月10時間と短く、子供が保育所に慣れる、保育士が子供の特性を把握できるには非常に困難な制度設計です。アメリカ小児科学会は、保育施設におけるSIDS関連死のうち全体のおよそ3分の1が保育開始1週目、そのうちの半数は初日に発症すると報告しています。非常に心配です。柏市では、現在の保育の場でこの乳幼児突然死症候群、SIDSの予防をどのように行っていますか。また、

そのことを誰でも通園制度にどう生かし、対応するつもりでしょうか、お答えください。

次に、公共交通について。前議会で、公共交通の充実を求める請願が採択されました。43万中核都市、柏市にふさわしい公共交通の予算増、公共交通空白不便地域解消のため地域と協議開始を、公共交通担当専任部署設置、病院の送迎バスなどの空席を高齢者が利用できるよう協議開始を、これらを交通行政にどう生かすか、お答えください。さらに、このことに関し、高齢化が進む社会においてあらゆる手法での移動手段確保が求められていると思います。画面をお願いします。この図のようなA I オンデマンド交通、つまり従来のバスのように決まった時刻表、運行ルートではなく、利用者の予約に基づきエリア内の乗降区間をA I、人工智能が最適なルール等を選択しながら運行する乗合型の新しい公共交通システムは、交通不便を克服する有効な方法の一つではないでしょうか。画面ありがとうございました。A I オンデマンド交通に関する柏市の見解を述べてください。

次に、環境と農業政策について。柏市において、自治体新電力事業が始まっています。気候変動への対応、脱炭素の取組として重要な取組だと思っています。現在の進捗状況をお知らせください。画面をお願いします。私と矢澤議員は、こちらに示した県内匝瑳市で運用されているソーラーシェアリングの会社の施設見学を行いました。広大な耕作放棄地などにソーラーパネルを最適に設置し、その下で農作物、見学時は大豆でした。を育てるなど地球環境を守り、持続可能な地域社会を実現する画期的な手法と印象を持ちました。この事業は大きな成功を収め、23ヘクタールで約6メガワットの発電能力です。国内、海外から多くの視察研修が訪れ、立地する匝瑳市は環境省より脱炭素先行地域に選定されています。画面ありがとうございました。このソーラーシェアリングでは、既に開発されている耕作放棄地などの農地が有効利用されており、新たな開発によるメガソーラーとは異なります。柏市でも増加している耕作放棄地などを有効活用し、先ほどの自治体新電力事業と連携するなど、十分検討できるのではないのでしょうか、お答えください。さらに、このソーラーシェアリングでは、その土地の特性に応じた様々な作物栽培が試されています。そこに電力による安定収入で農業経営を支えることができ、食料確保、食料自給率の向上という点からも有効性が見いだされます。これに関連して、地球温暖化と食料危機を克服する農業政策について柏市の見解を示してください。

次に、PFASについて。本年3月末、千葉県柏市、鎌ケ谷市、白井市は、金山落のPFAS汚染について、海上自衛隊下総航空基地の中、基地の外の水路の調査に基づき汚染原因の一つが下総基地と結論づけました。質問の1点目、現在下総基地周辺の地下水汚染調査の現状とそれに基づく原因の解明はどうなっていますか、お答えください。2点目、井戸水のPFAS濃度が高い住民に対する浄水器など補助に関して。これまでの議会で、ウォーターサーバーの契約期間の実態に対し、柏市が補助を行う期間6か月が短く、利用する人がほとんどいない、制度設計を再検討するとの回答でしたが、現在改善はなされたのでしょうか。利用の状況はどうなっていますか、お答えください。3点目、鎌ケ谷市では、PFASが高濃度に検出された地域にPFASに関する情報誌を配布しています。柏市の浄水器補助など申請が少ないのには、このようなPFASに関する広報が不足していることもあるのではないのでしょうか。特に該当地域に対しPFASに関する広報が必要ではありませんか、お答えください。4点目、本年第1回定例会において、環境省が改定したPFOS及びPFOAに関する対応の手引に関し、既存統計を用いた健康診断の分析について現在取りまとめを行っておるところですと回答がありました。この件について現在どのようになっていますか、お答えください。5点目、これまで

の議会でP F A Sが高濃度に検出された井戸水を飲んできた住民に対し公費で血中濃度検査をすべきと求めましたが、柏市は病気との関係が解明されていない、疫学研究のための調査も該当人数が200人程度と少ないからと拒否をしてきました。しかし、病気との相関関係は、アメリカでは評価されています。日本においても病気との因果関係、少なくとも相関関係は将来的に解明する可能性があるのではないですか。ないと断言できますか。もし可能性があるとするれば、現在のP F A S血中濃度を調べておくことが将来の診断において重要な情報になるのではないですか。P F O SとP F O A、それぞれの体内における半減期を念頭にお答えください。

次に、学校給食完全無償化について。帝国データバンクによると、9月からの食品値上げは1,422品目、2025年の値上げ見込みは累計2万34品目です。国民の生活の困難は、さらに増えています。松戸市は、緊急応援的な予算措置として、1学期に引き続き2学期、3学期も給食費の無償化などを実施します。国における無償化は、まずは小学校からのようではありますが、めどがついたと柏市も認識しているのではないですか。であるならば、安心して義務教育で学ぶため、子育て支援のため、物価高騰対策のため、国の実施に先立ち、柏市でも速やかに学校給食完全無償化を実施すべきではないでしょうか、市長の決断を求めます。

最後に、3月に閉館した沼南近隣センターひまわりプラザについて。閉館後の状況、特に利用者に対しどのような対応をしてきたか、また現状と今後の見通しについて答えてください。以上、1問目終了します。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、平和についての御質問にお答えをいたします。初めに、核兵器禁止条約についての御質問にお答えをいたします。本市では、市議会における請願採択を受け、令和3年12月に日本政府に対し核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める要請文を提出しております。その後現在までオブザーバー参加や条約への批准には至っておりませんが、本市も加盟している平和首長会議において批准に向けて日本政府に要請を行っているところです。次に、イスラエルのガザ地区への軍事侵攻に対するコメント発表についての御質問にお答えをいたします。パレスチナ自治区ガザ地区における紛争により多くの市民が犠牲となっており、こうした犠牲に対して私自身も大変憂慮しているところでございます。本件に関するメッセージについては、他自治体の状況も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。次に、広報紙についての御質問にお答えをいたします。我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくことが重要だと考えています。本市でも平和啓発団体との連携により学校訪問事業や小学生を対象にした市内戦争遺構見学ツアーを実施したほか、戦後80年企画といたしまして、パレット柏において広島、長崎の原爆被害や東京大空襲、戦争当時の市内の状況を知ってもらうための写真や絵画を掲示したパネル展や柏市立図書館での平和や戦争に関する図書の展示を行い、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する意識の向上を図ってまいりました。引き続き関係団体の協力を得ながら平和に対する意識醸成に向けた啓発活動を行っていくとともに、様々な媒体を通じて適宜情報発信に努めてまいります。

次に、学校給食の完全無償化に関する御質問にお答えをいたします。これまでも御答弁申し上げておりますとおり、本市において全ての児童生徒の給食費を無償化しようとした場合は、年間で約22億円以上の財源が必要になることから、その財源確保が大きな課題となっております。また、現時点ではその費用の多くを一般財源から捻出しなければならず、これを恒久的に

実施していくことは容易ではなく、国や県による財政支援は必要不可欠なものであると考えております。学校給食費をめぐっては現在国において無償化に向けた制度設計が進められていることから、その動向を注視し、適切に対応してまいります。これまでも機会を捉えて国や県に対し財政支援の必要性を訴えてまいりました。今後も中核市市長会や千葉県市長会等の枠組みを活用しながら、引き続き要望活動を展開してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、子供版防衛白書について5点お答えいたします。

1点目、子供版防衛白書の配置状況につきましては、市内小中学校に配置されていないことを把握しております。2点目、子供版防衛白書の内容につきましては、我が国を取り巻く国際関係及び軍事に関する現状を子供にも分かるように解説したものと承知しております。また、全国での配付の情報については、報道により把握をしております。3点目、様々な国々にルーツを持つ子供たちへの配慮につきましては、柏市においても長崎市と同様に多様な国や文化にルーツを持つ子供たちが増加している状況にあります。市教育委員会は、誰一人取り残さない学校教育の推進を目指しており、子供たちの間で国籍により傷つくようなことがあってはならないと考えております。この観点からも本白書は慎重に取り扱う必要があると考えております。4点目、長崎大学の中村准教授の御意見に関しましては、そのとおりであると考えております。本白書の内容が国家レベルの関係を基に一面的な理解が強調されることで、子供たちが物事を多面的に捉える機会を損なうおそれがあるため、子供の発達段階を考慮しても本白書を活用することは慎重に検討すべきだと考えております。5点目、今後の配置につきましては、県教育委員会や他の自治体と情報共有を図った上で判断してまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） こども部長。

〔こども部長 依田森一君登壇〕

○こども部長（依田森一君） 私からは、こども誰でも通園制度に関する質問についてお答えいたします。本制度は、令和8年度から全国の自治体で本格実施となりますが、本市におきましては今年10月から公立施設3か所のほか、私立園2園において先行実施できるよう準備を進めているところでございます。進捗状況といたしましては、本制度について広報かしわやホームページ等で周知を行い、8月から利用者の認定申請の受付を開始し、9月から各施設でお子さんの受入れに向けた事前面談が始まったところでございます。10月から始まる今年度の試行的事業を通じて運用上の課題や現場からの意見、要望を把握した上で、来年度の本格実施に向けた準備を進めてまいります。次に、制度の課題や問題点についてですが、本制度の実施に際しましては、お子さんの安全の確保が大前提となっております。保育中の事故を防ぐために十分な対策を講じることが不可欠であり、このため本制度を支える十分な保育人材の確保が重要な課題であると認識しております。事業認可の際には現場の保育士に過度な負担がかからないよう適切な人員配置がなされていることを確認してまいります。次に、乳幼児突然死症候群を防ぐ対応についてです。現在公立保育園では、乳幼児突然死症候群の予防、午睡中の窒息などの事故防止、感染症の予防のため、保育士による睡眠中の観察体制を強化し、チェックシートの活用などにより予防体制の充実を図っているところでございます。また、心肺蘇生研修を含めた乳幼児突然死症候群に関する研修についても定期的実施し、保育士の対応力の向上に努めているところでございます。本事業の実施に際しましても、通常の保育と同様の体制で受入れ中の事

故防止のために取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、公共交通に関する御質問2点についてお答えします。初めに、前議会で採択された請願を交通行政にどう生かすかという御質問についてお答えいたします。請願で採択を受けた趣旨1の43万中核都市、柏市にふさわしい公共交通の充実に向け予算を増やして取り組むことにつきましては、さらなる市民の移動の利便性の向上を目指し、来年度にかけてコミュニティ交通であるワニバースの新たなルートの設定及び南部ルートの再編を検討してまいります。今後この検討を進め、市民の移動利便性の向上と一定の需要が見込まれる新規ルートの運行やルート再編に係る予算化に向けて調整してまいります。趣旨2の公共交通空白不便地域について、公共交通の実現に向け具体的に地域と協議を開始することにつきましては、令和6年6月に策定したコミュニティ交通導入の手引を公共交通空白不便地域内の全ての町会及び自治会に送付し、これまで6つの団体と意見交換を行ってまいりました。今後は、当該団体へのヒアリング等を実施するとともに、その他の団体につきましても必要に応じて意見交換等を行ってまいります。趣旨4の公共交通を担当する専任部署を設置することにつきましては、現在公共交通に関する事務は土木部交通政策課に公共交通担当を設置し、処理しているところでありますが、今後の当該事務処理の体制の強化について、まずは配置職員の増員などの体制づくりに向けて調整してまいります。特に公共交通やコミュニティ交通の専門的な知識やノウハウを継承し、きめ細やかな対応を継続していけるような体制についても検討してまいります。趣旨5の流山市や我孫子市のように病院の送迎バスなどの空席を高齢者が利用できるよう関係者と協議を開始することにつきましては、令和5年9月に送迎バスを運行している企業を対象とするアンケート調査を実施したところ、送迎バスの空席の利用を可能とする回答は得られませんでした。今後は、先行自治体の事例に係る情報収集を行うとともに、アンケートの内容を見直し、送迎バスを運行する企業を対象とするアンケート調査及びヒアリング等を実施してまいります。これら前議会で採択された請願につきましては、令和6年3月に策定した柏市地域公共交通計画に位置づけられた施策の内容も含まれていることから、必要な予算の確保や人員体制の強化について調整しながら、今後もより積極的に取組を進めてまいります。次に、A I等を活用するコミュニティ交通システムについてお答えします。A Iオンデマンド交通は、利用者の需要に応じて運行する交通サービスで、利用者から乗車場所や目的地などの運行予約を受け、A I、人工知能がその時点での他の予約や交通状況を考慮した上で、リアルタイムで最適な運行経路とダイヤを生成し、車両を割り当てます。さらに、同じ目的地に向かう複数の利用者がある場合、相乗りを提案し、1台の車両で効率的な運行が可能になることもその特徴の一つです。このため、従来の公共交通を補完する交通サービスとして近年様々な地域で導入が進められ、本市においても東部地域の予約型相乗りタクシーカシワニクルが同様のシステムを活用し、運行しているところです。今後のA Iオンデマンド交通の導入の可能性についてですが、さきに御答弁したとおり、現在ワニバースの新規ルートや南部ルートの再編について検討しているところで、これらの検討は決められた時刻や経路で運行する定時定路線型の運行にこだわることなく、様々な運行方式の導入可能性についても検討するものです。したがって、御提案いただいたA Iオンデマンドの交通の導入につきましても選択肢の一つとして検討を進めていくこととなります。一方で、A Iオンデマンド交通の導入に向けた課

題といたしましては、例えば同一区域内に運行するタクシーとの競合についてどのような役割分担や連携の在り方が考えられるかといった課題のほか、コミュニティ交通全体としても昨今の運転手不足の中、新たな交通事業を担う運転手を確保できるかといった課題などがございます。いずれにいたしましても、今後のワニバースの新規ルートや南部ルートの再編の検討に際しましては、市民の移動実態や交通需要等の現況分析を基に新たな運行方式の導入も視野に入れ、新規案や再編案を抽出し、事業採算性や実現可能性を総合的に評価、検討してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、環境と農業政策に関する御質問2点とPFASについてお答えいたします。まず初めに、環境政策の地域新電力会社の進捗状況についてお答えいたします。地域新電力会社については、柏市、柏商工会議所、株式会社千葉銀行が共同で出資し、商号をかしわパブリックエネルギー株式会社と定め、令和7年4月16日に出資者による設立表明会見を行い、市長から報道機関への説明を行いました。その後、同月18日に法人登記が行われ、同日付で会社設立となったと承知しております。現在は、令和8年4月からの事業開始に向けて小売電気事業者の登録申請を進めており、かしわパブリックエネルギー株式会社より8月21日付で資源エネルギー庁への事前申請を行ったとの報告を受けております。事前申請の審査はおおむね4から5か月程度の時間を要すると見込まれておりますが、この間に並行して料金プランの検討や電力供給の約款の整備など、令和8年4月からの事業開始に向けて着実に準備を進めていくとのごことでございます。今後も市としましても出資者として円滑な会社運営によるエネルギーの地産地消推進の取組をサポートしてまいります。続きまして、ソーラーシェアリングについてお答えいたします。ソーラーシェアリングは、脱炭素の推進や農業者の収入向上、地域経済の活性化などの効果が期待できる事業であると認識しております。一方、事業の実施に当たっては、農産物の収穫量及び品質の確保などの営農の継続性への懸念や初期費用の問題、農地転用の手続の煩雑さなどが課題とされており、現状では農業者による柏市内での実施事例はないものと認識しております。市としましても、市内におけるソーラーシェアリングの導入可能性を探るため、令和4年12月には環境部及び関係部署により静岡県内における取組を視察し、営農を考えた必要となる設備や発電効率とその効果、さらには設置に至る協議と手続などの状況と課題を確認したところでございます。また、今年10月には議員が視察されました匝瑳市に環境部及び関係部署合同で視察を行うことを予定しております。また、引き続き関係部署とも連携の上、市内農業者へのヒアリングや先進地域の事例研究、さらには国の制度や事業の動向等の情報収集を行ってまいります。今後もかしわパブリックエネルギー株式会社によるエネルギーの地産地消やソーラーシェアリングの検討を含め、柏市のゼロカーボンシティ推進に向け取り組んでまいります。

次に、PFASに関わる取組状況についてお答えいたします。初めに、今年度のPFAS関係調査の取組についてお答えいたします。昨今金山落本流や藤ヶ谷地区内の支流、周辺地域の地下水から有機フッ素化合物の一種でありますPFOS及びPFOAが指針値を超過し確認されたことに関しましては、柏市は千葉県及び近隣市と協議の上、昨年度に金山落支流の水路の水質調査や藤ヶ谷地区の井戸での地下水調査、地下水の流れる方向を推定するための地下水流向調査を行いました。水路につきましては、本市と千葉県で行った水路上流の調査や海上自衛

隊下総基地が基地敷地内で行った表流水の調査の結果、金山落及び支流でP F O S及びP F O Aが指針値を超過した原因の一つは下総航空基地からの排水と考えられるとの結論が得られ、本年4月11日に本市、千葉県及び近隣市と連名で下総航空基地に対し基地の排水溝におけるP F O S及びP F O Aの流出防止対策等の実施について要望いたしました。それに対し、本年6月に下総航空基地より排水溝からP F O S等の流出防止及び濃度低減対策に関わる検討業務委託の入札公告を実施した旨の回答があり、現在は具体的な対応に向けて準備が進められていると考えております。一方、藤ヶ谷地区の地下水においてP F O S及びP F O Aが指針値を超過した原因については、いまだ判明していない状況でございます。昨年度に実施した地下水に関する調査により一定の成果は得られたものの、地下水汚染に関する有識者からは学術的に原因者を特定するためにはさらなる調査の余地がある旨の助言を得ているため、今年度は追加の調査を実施すべく準備を進めており、近日中に調査を開始する予定です。次に、浄水器等設置補助金の現状についてお答えいたします。浄水器等設置補助金は、藤ヶ谷地区の地下水調査において飲用水として使用されている多くの井戸水で指針値を超過するP F O S及びP F O Aが確認されたことを契機とし、昨年10月から補助を開始しております。今年度の浄水器等設置補助金の実績としましては、8月末時点で、ウオーターサーバーの賃借費用及び利用料に関わるものが1件となっております。なお、今年度においては、補助における浄水器の選定要件の一つとなります対応期間5年といったものを削除し、またP F O S及びP F O A以外の地下水汚染項目についての浄水器の選定要件を改正するなど、浄水器の選定の幅が広がるよう制度改正を行い、より利用しやすくなるよう見直しを図ったところです。今後も適宜対象となる市民の御要望等をお聞きしながら、補助金制度の見直しと制度の周知を図ってまいります。最後に、藤ヶ谷地区を対象としたP F A Sに関わる情報発信についてお答えいたします。同地域を対象とした情報発信につきましては、これまで地域住民説明会を開催するとともに、P F A Sに関する調査範囲や健康への影響などよくある質問への説明文書や浄水器設置補助制度の開始をお知らせする文書の回覧板による回覧を行い、また地下水調査への協力依頼文書を戸別配布するなど適宜情報発信を行ってきたところです。今後につきましても状況の変化や地元藤ヶ谷区の御意向などを踏まえ、適宜情報発信を行ってまいります。引き続き千葉県、近隣市と連携の上、P F A S汚染への対応に取り組んでまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 経済産業部長。

〔経済産業部長 込山浩良君登壇〕

○経済産業部長（込山浩良君） 私からは、環境と農業政策に関する御質問のうちソーラーシェアリングについてと地球温暖化と食糧危機を克服する農業政策の2点についてお答えいたします。初めに、ソーラーシェアリングについて農業政策の観点からお答えさせていただきます。農業分野から見ましても、ソーラーシェアリングは農地の状態を維持しながら再生可能エネルギーを活用できること、また売電収入により農業経営の安定にもつながるなどのメリットが目され、全国的に関心が広がってきていることは承知しております。環境部長からも答弁がありましたとおり、静岡県を視察した際にはサカキ、ブルーベリー、イチジク、茶、米など様々な品種におけるソーラーシェアリングについて休耕地から耕作再開につながったことや農業者の所得向上などの効果のほか、太陽光パネルの遮光による農作物の品質や収量への影響などの課題を確認したところです。なお、現時点において市内での設置事例はなく、農家の皆様からの御相談もほとんどない状況となっております。そのような状況ではございますが、市といた

しましても全国的に関心が広がっていることから、引き続き市内農家の皆様のニーズを適切に把握しながら、環境部とともに先進市への視察を行うなど調査研究を進めてまいります。また、地球温暖化や食料危機といった課題に対応するためには、営農環境を維持することも大変重要であると考えており、関係機関と連携し、台風や高温障害、気候変動などの農業災害への対応に努めるとともに、有害鳥獣による農作物被害の対策に取り組んでいるところです。温暖化対策の具体的な取組としては、国や県の関係機関においても年間の平均気温の上昇に伴う農作物の影響に対応するため高温対策、栽培技術の導入や高温耐性の品種開発に取り組んでおり、市内の米の生産において肥料や水管理の徹底、高温耐性の品種への切替えが進められております。また、全国的な食料危機への市としての対応策といたしましては、将来にわたり農業を維持、発展させていくことが大変重要であると考えておりますので、引き続き担い手の確保、育成、生産性の向上、消費の拡大を主軸に一体的に各種施策に取り組むことで、規模の大きさにかかわらず意欲のある農家が引き続き営農に取り組めるよう農業関係機関と連携を図りながら、農業振興に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 健康医療部長。

〔健康医療部長 高橋裕之君登壇〕

○健康医療部長（高橋裕之君） 私からは、PFASに関する御質問についてお答えをいたします。初めに、健康影響等に関する情報発信の進捗状況についてであります。環境省が令和6年11月に改定したPFOS及びPFOAに関する対応の手引においては、PFASによる健康不安の声が上がっている地域においては健康指標に関する既存統計等を用いるなどして当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましいとされています。市が所有するデータのうちPFASとの関連が指摘されているLDLコレステロール値と出生時の低体重について過去5年分を確認したところ、藤ヶ谷地域において市全域と比較して数値に特段の異常が認められないことを確認いたしました。また、同じくPFASとの関連が指摘されているがんの罹患状況につきましては、市ではデータを保有していないことから、千葉県に対しデータの取得について申請の手続をしているところであり、その結果と併せて市のホームページで公開をしたいと考えております。次に、PFASの血中濃度検査についてであります。環境省の作成したPFOS、PFOAに関するQ&A集によれば、PFASの半減期は新たな摂取がない場合にPFOSで平均5.7年、PFOAで平均3.2年とされており、時間とともに減少していくものと承知しております。そこで、現時点での状況を把握するためにPFASの血中濃度検査をすべきとの考えについてであります。以前に東京大学の疫学研究を専門とする先生に話を伺ったところ、対象人口規模が少なく、調査分析に堪えられる標本数が認められないことや、対処法もなく調査だけを実施することは、受検者や住民の精神面に大きな負担をかけてしまうとの課題を指摘されたところでもあります。市といたしましては、これまでの御答弁のとおり、調査研究を市単独として行うことは難しいとの考え方から、将来に向けてのデータ収集についても現時点で行う予定はございません。今後国等から新たな計画や指摘が示された際には、適切に対応してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、沼南近隣センターに関する御質問についてお答えをいたします。まず、近隣センターの整備については、昨日小川議員に御答弁したとおり、沼

南庁舎バス乗り継ぎ場を整備候補用地として、現状の乗り継ぎ機能の維持を前提に検討を進めてまいります。また、来月より地域や利用団体の皆様と一緒に新たな施設の在り方を考えていくための検討会の立ち上げを予定しており、整備場所や導入機能、規模などについて御意見を伺いながら、早期に施設整備を進められるよう取り組んでまいります。次に、これまで近隣センターで活動してきたサークル団体の活動の状況についてです。3月の閉館以降、代替施設として他の近隣センターやラコルタ柏のほか、民間施設にも御協力をいただけたこともあり、利用者の皆様には御不便をおかけいたしました。皆様のお声を伺う限り、活動継続のための場所は一定数確保できたのではないかと認識しております。また、今月から暫定の近隣センターとして旧沼南保健センター及び沼南庁舎5階会議室の供用を開始いたしました。暫定近隣センターに対しては、利用者から以前の近隣センターと比べ音楽やダンスなど多目的に利用できる貸室が限られるため希望する時間帯の予約が取りづらいといったお声もいただいているため、引き続き利用者の声に耳を傾けながら、運用面での工夫など適宜必要な改善を図ってまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、田口康博君。

○2番（田口康博君） ありがとうございます。ではまず、PFASについてお聞きします。浄水器等補助についてですけれども、以前の健康医療部長さんからの答弁で対象人数200人という話でしたが、私はもっと多いと思いますけれども、今この補助を受けている人が1人とかいう話でしたので、結果的にこの200人のほとんどがPFASの濃度が高い井戸水を飲み続けている。柏市は、この状況をこのままにしているつもりでしょうか。

○環境部長（後藤義明君） お答え申し上げます。ウオーターサーバー等の利用はあまり少ない状況としましては、まず考えられる要因としましては、私も井戸を測定しまして、汚染が判明された時点で速やかにある程度一定の効果のある浄水器を全戸に配布いたしました。その方々がまずそれを使われているんじゃないかということ、また実際井戸水を飲んでいる方の状況としまして、お風呂とか洗い物には使えますけれども、飲むものに関しては市販のペットボトルの水だったりとか、今スーパー等で飲用水を配付しておりますので、そういうものを活用しているというようなお声も聞いている状況でございます。しかしながら、ウオーターサーバーも前面の道路に水道管が入ってまして、その水道管を引き込む間の期間、6か月間があれば大体水道は引き込めるだろうということで6か月間という縛りをつくらさせていただきましたが、今後は住民の方々からさらなる御要望等ございましたら、その辺を加味した制度設計にしていきたいと思います。以上でございます。

○2番（田口康博君） 住民から聞くまでもなく、本管から工事を行うには数十万円、場合によっては100万円以上かかるわけですよ。それをすぐ6か月で出せという、そういうことを柏市は言うわけですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。すみません。工事の見込みとして6か月ぐらいかかるということでございます。ただ、先ほど言いましたように、6か月じゃ足りないという意見もございますし、またウオーターサーバーも一般的にレンタルサーバーになりまして、それが一般的には2年ぐらいの縛りもあるということでございますので、そういうことも加味しながら再度制度設計については考えていきたいと思っております。以上でございます。

○2番（田口康博君） その話は前も聞きましたけれども、あれから大分たちました。その間住民の利用が進んでいないのは、市の対応がやはり問題があるんじゃないですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えします。今まで6か月としたものを長期に延ばすこと、特に年度を越えて補助金を出すことについて、これまで柏市の補助金、市民に対しての補助金というのは基本的には単年度の財源を活用したものでございますので、長期にわたってこの補助金、年数を越えての確約ができるかなど、この辺について検討を進めているところでございます。以上でございます。

○2番（田口康博君） 考え方として、ペットボトルの水を買ったり、スーパーで買ったりしているからいいなどということは、この原因が本人の責任ではない、金山落に関しては原因ははっきりしている、こういうものについて住民にお金を出せと、こういうふうなことは公共の福祉を守る市としてあり得ないんじゃないですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。井戸水の飲用につきましては、基本的には所有者の責任、判断の下で行っているものでございますが、先ほど言いましたペットボトルであったり、スーパーでの水など、飲用など水道水だけではなくて、いろんな方法がありますので、その中で各住民の方々が選択して、飲んでいただいているものと考えております。

○2番（田口康博君） 先ほど初めに浄水器、簡易的なものと言いましたけども、浄水器のフィルター、活性炭の効果などは数か月でなくなってしまうようなものです。交換が必要なものです。これに対してきちんと補助を行う、そのことの、先ほど広報の話も適宜行われていると言いましたけれども、できていないから、今のよう状況になっているんじゃないですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。浄水器の性能につきましては、先ほども言いましたものにつきましては完全に除去できるものでもなく、簡易的なものということで早急に配らせていただきました。まさに議員さんおっしゃるとおり、それについてはフィルターの期限等でございます。ちょうど1年ぐらいになりますので、その辺のフィルターの交換時期も来ることも踏まえまして、再度周辺住民の方々に周知は図っていきたいと思っております。以上でございます。

○2番（田口康博君） ぜひ周知だけでなく、制度設計、やはりウォーターサーバー2年間縛りということでしたが、それにちゃんと対応してもらいたいと思います。浄水器に関しては、基本的に大体8割ぐらいしか除去できないんです。2,000ナノグラムパーリットルだったら、400は残るわけです。浄水器使っても出し切れないわけですね。そういったものですから、それぞれの住民に寄り添って、適正なものを、やはりこの行政というのは情報集約されているわけです。個人に責任を押しつけるのではなく、やはり情報を集約して、こういう場でもいろいろ情報交換を行っています。何のために市役所があるのか、国があるのか、こういったことを考えれば、もっともっと住民に寄り添っていくべきではないですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。今回のPFASの問題にかかわらず、井戸水の利用に関しましては様々な物質が汚染物質として認定され、それについて除去装置等が出ているところでございます。その関係、いろんな部署、いろいろな物質ごとの対応も踏まえまして、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（田口康博君） いろいろあるでしょうけれども、PFASはもう原因もほぼ分かっているわけです、なぜ汚染されたか。そういったことについて市もやはり住民に寄り添って、対応をぜひお願いいたします。続けてPFASですけれども、先ほど健康医療部長さんの答弁で市で調査研究は難しいということでしたけれども、水俣病やアスベストなど公害の歴史を考えれば、今手を打たなければ、後々になってやはり被害が起きたということが、これが歴

史の教訓ではないですか。そういった点では、予防原則というものに従うべきではないんですか、答えてください。

○健康医療部長（高橋裕之君） お答えします。水俣病の例を出していただきましたけども、現時点、このPFASに関しては市としての知見がございません。また、先ほど学識の方の御意見も伺ったところで、1市でそれをやっていくというのは難しいと。ただ、今回議員さんの御質問としては将来の検査に向けて今時点の血中の検査をしたほうがいいんじゃないかというお話ですけども、その点に関しても我々としては知見もありませんし、一方国においても将来の検査のために今血中検査をしろという方針等も出されておられませんので、そういったことから、現時点血中検査を行わないということを御答弁させていただきました。以上です。

○2番（田口康博君） 私は市で調査研究ということは先ほども言いましたけど、おっしゃったけれども、今回は言っているわけではありませんで、学問の進展ということを考えれば、近い将来少なくとも因果関係ははっきりすることが可能性としてあるんじゃないですか。そのときに元に戻って、数値がどうだったかというのを例えば半減期の2倍、3倍の年数がたったときに測定して、元の数値が推定できるか。できますか。

○健康医療部長（高橋裕之君） お答えいたします。今議員さんおっしゃっていただいた点について、私、市としてもどういった効力とか、要するに知見のある方とか、我々とする国の方針なりに基づいてやはり進めていくべきかなというふうに考えております。以上です。

○2番（田口康博君） 国の指示も結構ですけども、まず住民に寄り添ってほしいと思いますね。推定はできません。誤差というもので到底元の数値を推定などできませんので、今の時点で調べることを市が補助すると、こういう形をぜひ取っていただきたいと思います。市民の健康、原因が本人でない、そういう公害なわけですから、よろしくお願いします。

○議長（坂巻重男君） 以上で田口康博君の質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時11分休憩

○

午後 3時22分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、永山智仁君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔6番 永山智仁君登壇〕

○6番（永山智仁君） みらい構想かしわ、このたび新しい会派を結成をいたしました。改めまして立憲民主党の永山智仁です。私たちの新会派結成から今日に至るまで様々な出来事があり、お話ししたいこと、御説明したいこと山ほどありますが、議会制民主主義の原点は多数決ではなく、話し合いということを一歩かみしめ、通告に従い質問させていただきます。項目の1、市長の政治姿勢、千葉県や熊谷知事との連携実績における評価、今後の課題について伺います。本年、2025年3月の千葉県知事選挙において、熊谷俊人知事が140万票を超える得票、圧倒的な民意を得て、2期目の再選をされました。私も県内の一自治体議員として微力ながら応援をさせていただきました。この選挙において、熊谷知事は初当選以降4年間の実績として、就任後千葉県内の54市町村を全て訪問し、現場主義と対話を貫いたということを示していまし

た。そのほかにも県の新型コロナ対策本部会議に保健所を独自に持つ千葉市、船橋市、柏市及び市長会、町村会を加え、情報共有を大幅に改善させ、オール千葉県で新型コロナ対策を推進したこと、手賀沼を生かした観光地域振興、企業立地補助制度の見直しや規制緩和をスピーディーに実施し、トップセールスも積極的に行ったことで、2022年には過去最高の企業立地件数を達成したことなどを実績として強調していました。具体的には、空気圧機器メーカーとして世界トップシェアを誇るSMC社の研究開発拠点となる（仮称）柏の葉キャンパス新技術センターの誘致、またそれに加えてバイオ関連分野を成長産業分野と位置づけた上で、新たなオープンイノベーション拠点として、大学と産業界、地域等をつなぐ結節点としてバイオ×健康領域におけるイノベーション創出を目指して設立された千葉大学柏の葉キャンパスのバイオヘルスオープンイノベーションハブは、通称B I H、先日私も柏清風の古川議員にお声がけをいただき、一部を見学させていただきましたが、熊谷知事の手腕が柏市にも多くの果実をもたらしたと考えます。そこで、改めて太田市長に伺います。11月の任期満了を目前に控えていることを踏まえ、就任以来4年間の千葉県ないし熊谷千葉県知事との連携の実績は、どのようなものが挙げられるか。また、それに対する評価、そして今後の課題についてどのように考えているのか、御答弁をお願いします。

項目の2、小学校の特設クラブについて。私は、かねてから保護者、児童の特設クラブ活動を続けてほしいという切実な願いを直接聞き、この件を議会で取り上げてまいりました。もちろん今の現場の学校の先生は通常の授業に関連する業務だけでなく、児童のメンタルケアや保護者対応、学校内の会議や研修、書類作成などの庶務、1人1台端末の導入に伴うスキル習得など負担が限りなく限界に達している中、学校教員の働き方改革を進めていく上で、これまでどおりのクラブ活動を続けていくことは現実的ではなく、地域の方々や保護者の方々にもそれぞれ役割を担っていただきながら、持続可能な形で存続をしていくことが肝要であると思います。小学校の特設クラブ活動が地域クラブへ受け入れられるとの方針を踏まえ、そのスケジュールや課題、今後の展開についてこれまで質問いたしまして、担当部署である学校教育部指導課は鋭意取組を進めていただいているものと認識しております。子供たちにとって小学校で過ごす1年間というのはとても大切な時間であることは言うまでもなく、私たち大人が感じる1年間と比べてもとても貴重で、かけがえのないものです。だからこそ一刻も早く地域クラブへの受け入れ態勢を整えて、希望する児童が活動できるようにしていくことが本当に重要であります。昨年の令和6年第3回定例会において、現状の小学校特設クラブの運営に当たり活動資金を確保するための募金活動を行うことは可能なのかという問いに対し、特設クラブ活動が公教育と関連づけながら行われていることを踏まえると、学校運営補助金等の範囲内で活動を行うことが望ましいとの答弁がありました。言い換えれば、教育委員会としては募金活動を推奨しないということでしたが、再度重ねて伺いいたします。特設クラブの廃止後、児童がK S C Aの地域クラブに受け入れられた場合、その地域クラブが行おうとする募金活動は許容されるのか、小学校の特設クラブと同様に教育委員会として推奨をしないのかどうか、御答弁をお願いします。それに加えて、土日に行われるK S C Aの地域クラブ活動は基本的に中学校の学校施設、運動場や体育館や音楽室などで実施されるものと思いますが、特設クラブの廃止で児童が地域クラブで活動するということになった場合、小学校の学校施設を利用することを想定しているのかどうか、現状の御見解をお示しいただければと思います。

続いて、項目の3、交通行政の1つ目、ワニバースの課題分析について。昨年、2024年7月

からワニバース南部ルートの実証実験が行われています。運転免許を持っていない75歳以上の高齢者は、申請すれば100円、ワンコインでバスに乗れるということで大変よい取組であると思います。これまでの定例会においても党派、会派を超えて多くの議員がシルバーチケット実証実験の成果をどのように捉えているかという趣旨の質問を行っていますが、市長、土木部長の答弁についてはおおむね2つポイントが挙げられていると思います。1つは利用者数は増加している、もう一つが新規の利用者数は1割程度と限定的、すなわち期待していた以上には増えていないということです。この実証実験の取組を否定するものではなく、分析に値する客観的な結果が出ていることも私は評価をさせていただきます。超高齢化社会が進行する中で、気軽に外出ができる地域の足を確保してほしいという要望は日に日に増しています。そのような状況で、このシルバーチケットの実証実験はいつまで続けるのか、実験をしている間に外出ができない体になってしまうかもしれないという声を私もいただきます。1年2か月が経過してどんな成果が得られているんですかという問合せもある中で、改めて伺います。まず、このシルバーチケットの実証実験をいつまで続けるのか。そして、1年2か月の成果、すなわち利用者数の増と新規利用者数の限定的な増加という結果をプラスに捉えているのかマイナスに捉えているのか。考え方一つだと思いますが、確かに新規利用者は限定的かもしれないが、利用者自体は増えているのか、利用者自体は増えているというよい傾向が見られる、ただし新規利用者は限定的なのか、また新規利用者の増加をどの程度と見込んだ上での限定的増加という結果、表現なのか、御答弁をお願いします。交通行政の2つ目、カシワニクルについて。予約型相乗りタクシーであるカシワニクルは、地域の足としても、また手賀沼へのアクセス手段として観光目的にも使える公共交通ですが、利用するためには会員登録が必要となっています。1時間前までの事前予約が求められており、それによって会員登録も何となくしなければならないのかなと私も考えておりましたが、利用者の方から柏市民でなくても使える、観光目的もオーケーというような誰でも使える相乗りタクシーで利用要件がないにもかかわらず、どうして会員登録が必要なのかなというお声をいただきました。カシワニクルの利用者数も堅調に推移しており、また会員登録がそこまで大きなハードルではないことも理解しておりますが、改めて伺います。この誰でも利用することができるカシワニクルに会員登録が必須なのはこういった理由からなのか、御答弁をお願いします。新規利用者の増大や利便性向上に向けて少しでも使いやすい制度を求める声に対して、明確な根拠を示す必要があると思います。そして、このカシワニクルの登録方法として、交通政策課への電話申込みとウェブ受付フォームへの入力の方法があります。一般的にウェブフォームによる受付の場合、メールアドレスを入力する欄が設けられていて、申請ボタンをクリックすると登録したアドレスに申込完了メールが自動送信されることが多いと思いますし、これからますますその需要は増えていくものと思います。そこで、伺います。ウェブフォームの申込みに対して完了メールを送信する機能をつけることができないか、少し細かい質問にはなりますが、御答弁をお願いします。そして、会員登録が必須である今の制度を基にもう一つ質問します。資料をお願いします。カシワニクルの利用に際しては、乗り降りする場所、いわゆるタク停が指定されており、運行エリア内に約570か所プラス逆井駅で乗降が可能になっています。沼南地域の面積を考えれば、570か所というのはしっかりとエリアが網羅されているとは思いますが、一方で利用者の目線に立つとタクシーなのにどうして乗り場が指定されているのか、会員登録をしているのだから、自宅を乗降場所にしてもよいのではないのかという御意見も聞かれます。資料終わります。確かにわ

わざわざ会員登録をして住所を知らせているのにもかかわらず、乗り降りは別の場所ということに若干の不便を感じる気持ちも理解できます。そこで、お聞きしますが、カシワニクルにはなぜタク停が定められているのか、その必要性について御見解をお示しください。交通行政の3つ目、シェアサイクルの今後の展開について。本年2月から通勤、通学、買物等の日常利用における市民の利便性の向上のほか、試合観戦などの来街者の観光レジャー利用における市内回遊性向上を図るとして、シェアサイクルが導入されました。設置場所に関する安全性の課題も議会で上がっておりますが、おおむね好調なスタートを切っているのではないかと思います。今日は柏駅で飲み会があるから、行きは自転車で行こうというときに使えて、私の住む松葉町は柏駅までのアクセスが少し不便なので、中央商店街に設置されたことで便利になったという同世代の方からのお話もありました。引き続き安全面に配慮をしながら、さらなる利便性の向上に向けて事業を展開していただきたいと願いますが、一方でこのシェアサイクルステーションの設置に対して柏市は場所代を徴収していないということも伺いました。迅速な展開をしていくために場所を無償で提供するという方策が必要ではありますが、新規での参入が難しくなるのではないかと懸念もあります。より付加価値の高いサービスを提供する事業者が名のりを上げた場合に先行して協定を結んでいる既存の会社との調整をどのように行っていくのか、柏市の方針をお示しください。

次に、項目の4、スポーツ施設の利用状況について。資料をお願いします。1年前、昨年の令和6年第3回定例会において、松葉保育園、松葉第二近隣公園周辺における自動車交通の改善、渋滞の危険性を取り上げました。資料の矢印の部分のところです。土木部、こども部にそれぞれ御回答、御対応いただきまして、ありがとうございます。その後確実に安全性が向上したものと思いますが、松葉近隣センターの駐車スペースが限られていることもあり、周辺の自動車交通の改善にはまだまだ検討の余地があるというふうに考えております。どこかこの近場に活用できそうなスペースはないものか私なりに思案をしまして、松葉第二近隣公園庭球場、すなわちテニスコートの部分に着目し、3面のうち1面だけでも融通ができないかと思い、質問させていただきます。資料終わります。この松葉第二近隣公園のテニスコートの稼働率をまずはお示しいただければと思います。もし稼働率が低いようであれば、ほかの目的への転用も考えられないか、御見解をお示しください。また、テニスコートが3面から2面へと仮に従来から1面減った場合への対応として、利用時間の拡大、現状17時までの利用となっているところを延長していくことも考えられますが、これについてのお考えを御答弁ください。この項目の最後になりますが、この松葉第二近隣公園には駐車場が備えられていません。そのため、松葉近隣センター駐車場に止めたり、場合によっては公園南側の狭い道路に路上駐車をしているというような光景も見られます。猛暑の中、テニスバッグを担いで歩いてくる方も中にはいらっしゃると思いますが、それと同時に駐車場が備え付けられていない中で、車で来る方もいらっしゃる。この点を踏まえて伺います。この松葉第二近隣公園に車で来る方への対応をどのように行っているのか、また今後も気候変動などの影響が予想される中で、車で来ることの需要増に対してどのような対策を行っていくのか、御答弁をお願いします。

次に、項目の5、選挙事務、成り済まし投票対策について。私も初当選以来、市議選をはじめ柏市で実施される各種選挙の投票率低下に対して危機感を持ち、議会での質問、議会外で親子連れ投票を推奨する発信など、その他小さな努力を積み重ねているところです。その中で、気軽に投票所に足を運んでもらうことを目的に、選挙期間中の応援演説などで思い立ったら何

も持たずに身一つで投票できますといういわゆる手ぶら投票も呼びかけています。直近の7月に実施された参議院選挙、柏市における投票率は57.34%、千葉県全体の投票率55.74%よりは高かったものの、4割以上が棄権をしている状況です。こうした中で、あらゆる手段を尽くして投票所に行っていただく施策を講じる必要があり、有権者の方々にとって最も簡単な方法が手ぶら投票です。しかしながら、この方法については成り済まし投票という手ぶらならではのリスクが付きまといます。実際に私も3月の知事選と7月の参議院選と2回、身分証も投票整理権も持たずに投票所に行ってまいりました。名前と生年月日と住所を記入して受付の方に渡すと、身分証はお持ちですかと聞かれたので、持っていませんと答えました。すると、この投票整理券に書かれた人で間違いありませんかと再度聞かれましたので、はい、そうですとお答えしました。当然身分証は見せていません。その結果、投票用紙が交付され、投票することができました。手ぶら投票は非常に簡単であった一方、やはり成り済ましのリスクがあるということを同時に感じた次第です。投票整理券に書かれている人物と近い年齢、性別の者が現れて、成り済ます可能性もあります。そこで、伺います。柏市選挙管理委員会として、成り済まし投票に対してどのような対策を講じているのか、お示ください。

次に、項目の6、証明書等の発行事務、税証明書等の発行手数料について。柏市が発行しているほとんどの税証明書には、手数料として1通当たり300円が徴収されることになっています。住宅用家屋証明書は1,300円かかるようです。この一方で、発行手数料が無料となっているものが2種類あり、それは車検用納税証明書、これは市税である軽自動車税の証明書ですね。と法人の住所証明書であります。そして、特にこの法人の住所証明書が無料であることに違和感を覚えます。資料をお願いします。個人が軽自動車を取得する際、これまでは個人用の住所証明書というものがあり、取得手数料を無料としていたものを本年、2025年5月3日をもって廃止し、代わりに手数料300円の住民票の写しで代用するよう市民課で周知を図っています。端的に言い換えますと、個人の住所証明書を廃止されて、300円を支払う必要があるのに、法人の住所証明書は無料のまま継続をされています。住所を証明するのは同じであるにもかかわらずです。受益者負担の原則からしても矛盾を感じますが、ここで伺います。住所を証明するという同じ目的の書類であっても、個人と法人で発行手数料に差異があるのはなぜなのか、理由をお聞かせください。資料終わります。加えて、車検用納税証明書の発行手数料が無料である理由についても併せて御答弁をお願いします。

最後、項目の7、消防行政、消防救急車の導入について。本定例会に提出された議案の中に消防ポンプ車と特殊救急車の取得が含まれていますので、それに関連して伺います。資料をお願いします。お隣の松戸市には、消防救急車と呼ばれる消防車と救急車の機能を併せ持ち、火災の際は消防車として消火活動を実施し、救急の際は救急車として室内での応急処置や傷病者を病院に搬送する車両が配備されています。松戸市が日本で初めて導入した実績があり、取得当時の価格は3,200万円とのことでした。資料終わります。救急出動件数が比較的高水準で推移している中、消防車と救急車を合体させることで、病院からの帰りに火災現場へ駆けつけるということも可能であるとうたわれています。もちろん消防機能もしくは救急機能に特化した最新車両を順次整備していくことも重要ですが、一つの選択肢としてこの消防救急車を導入することも検討の余地があると思いますが、これについてのお考えを御答弁ください。以上で第1問終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、千葉県や県知事との連携に関する御質問についてお答えをいたします。千葉県は本市にとりまして重要なパートナーであり、施策実現に向けて率直な意見交換や緊密に連携を図ることは、本市の発展にとりまして不可欠であると認識しております。こうした認識の下、熊谷知事とは様々な機会を捉えて意見交換や協議を行い、連携を図ってまいりました。具体の事例といたしましては、熊谷知事の市町村との対話を進める取組の一つとして令和4年8月に手賀沼を訪れた際、道の駅しょうなんにおいて意見交換を行う機会がありました。その中で都心から最も近い天然湖沼である手賀沼の自然資源を生かし、来街者を増やすための取組や観光資源のポテンシャルとしての価値などについて議論を行ったところであり、大変有意義であったと認識しております。また、知事へ直接要望することで実現できたものとして、子ども医療費助成の制度改正がございします。それまでは、千葉県内における子ども医療費助成制度は中学3年生までが現物給付の対象となっており、高校生相当年齢の方は償還払いを活用していましたが、令和5年8月1日から本市が助成対象としている高校生相当年齢まで全ての利用者が窓口で現物給付を活用できるよう制度改正されました。このほか、知事と共に連携し、国に対して要望しているものとして、都市軸道路の整備がございします。都市軸道路は、災害時の広域的な輸送路としての役割や産業基盤の形成を担う重要な幹線であり、本市としても千葉県と連携し、国土交通省に対して利根川渡河部の早期整備に係る財政支援等を強く要望しており、今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。引き続き市域をまたいだ広域的な取組が必要な諸課題の解決に向け、様々な機会を捉え、千葉県と緊密に連携を進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、小学校特設クラブに関する御質問2点についてお答えいたします。初めに、小学生が地域クラブへ受け入れられた際の募金活動についてお答えいたします。国が示す地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめでは、地域クラブの費用負担の在り方として、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附の活用等、新たな財源の確保も重要であると示されております。本市の地域展開においても、子供たちの活動が持続的かつより充実したものとなるよう募金活動も含め財源の確保について運営団体と協議、検討してまいります。続きまして、小学校施設を利用した活動についてお答えいたします。現在本市で進めている地域展開では、中学校施設を利用しておりますので、小学生を受け入れた際にも基本的な活動場所としては中学校を想定しております。その理由といたしましては、中学校施設は地域展開に向け全市的に施設の整備を終えていること、また小学校施設は土日に学校開放事業等を行っているため、十分な活動場所を確保することが難しいことが挙げられます。しかしながら、小学校施設も含めた活動場所や活動拠点については、現在取りまとめ中の小学生を対象とした地域展開への参加希望調査や競技の特性等を踏まえ、今後も検討してまいります。私からは以上でございします。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、交通行政に関するワニバースの課題分析、カシワニクル、シェアサイクルの今後の展開の3点についてお答えいたします。初めに、ワニバースの課

題分析として、南部ルートシルバーチケットの実証実験についてお答えいたします。この実証実験は、高齢者の外出機会の創出に伴う健康増進や運転免許証の自主返納の効果を把握することを目的として、運転免許証を持たない75歳以上の市民を対象に令和6年4月から開始し、1年が経過したところです。1年間の検証結果といたしましては、シルバーチケット制度により2割弱、16%のワニバス南部ルートの利用者数増加の効果があったと試算しております。一方で、シルバーチケットの延べ利用者数1万7,415人に占める新規の延べ利用者数の割合については、3割程度に達するものと見込んでおりましたが、1割弱の1,405人ととどまる結果となり、現時点では新規利用を促す効果は見られるものの、限定的であると評価しております。また、本実証実験を契機に運転免許証を自主返納した方は、シルバーチケット利用申請者の約1割程度にとどまっております。いずれも1年間の検証結果であることから、さらに多くの方に御利用いただけるよう再度シルバーチケット実証実験の継続について周知を図りながら検証を深めていくとともに、今後は利用者の特性の異なるワニバス市役所ルートでの実証実験も含めて検討してまいります。次に、カシワニクルの利用方法に関する御質問にお答えいたします。御質問の1点目のカシワニクル利用時の事前登録についてですが、カシワニクルを御利用いただく際には事前に氏名、住所、連絡先等の情報を会員登録していただいております。これは、利用者の身元を明確にすることでトラブル防止や問題発生時の対応を円滑に行えるようにするもので、加えて予約時の伝達情報を極力少なくし、スムーズに予約できるよう利用者に事前登録をお願いしているものです。御質問の2点目のオンライン申請時のメール通知についてですが、会員登録は令和6年3月から従前の電話受付以外にオンライン申請も受け付けております。現在はウェブ受付フォーム内でメールアドレスの入力を求めていることから、申請者へのメール通知などは行っておりませんが、今後は御希望によりメールでの受付完了通知が受け取れるよう検討してまいります。3点目のカシワニクルの停留所の必要性についてですが、停留所をあらかじめ設定することにより一定の停車場所が維持されるため、安定的、効率的な運行ルートを確認しやすくなり、運転手の負担軽減にもつながります。一方で、仮に停留所の設定がない場合には、目的地と利用者の自宅をつなぐルートが住宅街を細かく不規則な運転を強いられるものとなる可能性があるとともに、相乗りになった際には行き先が点在し、停車場所が増加するため運行効率が悪くなり、運転手の負担も増加することが懸念されます。このため、カシワニクルでは停留所を設けておりますが、利用者の利便性を踏まえ、可能な限り多くの停留所を確保することとしており、現在運行区域には500か所以上の停留所を設けているところです。近年カシワニクルの利用者数は増加基調にあることから、今後も利用者からの要望等を踏まえ、必要に応じて停留所の増設を行ってまいります。次に、シェアサイクルの今後の展開についてお答えいたします。本年2月に本市で開始したシェアサイクルは、ハローサイクリングというシェアサイクルサービスを採用しており、システムを運営するオープンストリート株式会社、自転車やステーションの保守管理を行うモビリティプラットフォーム株式会社、ステーション用地として公有地を提供する本市の3者間で提携協定を締結しております。サービス開始以降利用者は増加傾向にあり、サイクルステーションの設置地域を拡大してほしいという多くの御意見をいただいております。このため、市民、来訪者のさらなる移動利便性の向上を図るため、9月1日より柏の葉地域でも同様のシェアサイクルサービスを開始いたしました。御質問のハローサイクリングの市内拡大に伴い、新規のシェアサイクル事業者の参入が困難になるのではないかという御懸念についてですが、現在本市が締結している事業者との協

定は他の事業者の参入を拒むものではなく、また一つの地域で複数の事業者がシェアサイクルサービスを提供している事例もございます。このため、多くの利用需要があれば新規事業者の参入も考えられ、新規参入の打診に応じて同様の連携協定を締結し、シェアサイクルサービスを拡充していくことも可能です。引き続き市民や来訪者のさらなる移動利便性の向上に向け、市内の多くの地域にサイクルステーションを拡充できるよう様々な関係者との協議、調整に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、スポーツ施設の利用状況についての御質問にお答えをいたします。現在柏市のスポーツ施設として御利用いただいている庭球場は10か所、51面あり、平日、休日問わず多くの方に御利用いただいております、年間を通じて抽せん予約となっていることが多く、スポーツ施設の中でも市民ニーズが非常に高い施設となっております。御質問の松葉第二近隣公園の庭球場は都市再生機構から譲り受けた施設で、クレーコートが3面あり、駐車場がないにもかかわらず、稼働率は平日で約40%、土日祝日は90%を超えている状況となっております。次に、面数を1面減少した場合の利用の受皿として、17時以降の夜間開放の御提案についてです。当該庭球場は夜間照明のない施設であることから、日没時刻が遅い夏期期間において19時まで開放したとしましても、年間を通じた代替策としては面数が不足してしまいます。また、当該庭球場は年齢的には御高齢の方々が多く、夜間の時間帯よりも明るい時間帯を好むものと推察されるため、1面を削減して、2面を夜間開放する際には利用者の理解を得ることは困難であると考えられるほか、管理人の人件費増加といった課題も生じてまいります。また、仮に夜間照明設備を整備するとなりますと、多額な費用を要することと、照明設備利用料は実費徴収となってしまうため、現在の利用実態から考えると利用ニーズや費用対効果の観点からも夜間開放は難しいと捉えています。次に、庭球場利用者が車で来場した際の対応についてお答えします。当該庭球場利用者の多くは近隣住民の方であるため、駐車場に関する市への要望や問合せなどはない状況となっております。しかしながら、近隣住民以外の方々でも利用可能な施設であることから、施設内に駐車場がないことについては指定管理者のホームページで周知しており、なるべく公共交通機関での来場をお願いしているところですが、車で来場された場合については施設の近隣にある民間の有料駐車場を御案内しているところがございます。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 関野昌幸君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） 私からは、選挙事務についての成り済まし投票の対策についての御質問にお答えいたします。他人の投票所整理券を利用して投票するなどの成り済まし投票については、警察庁が今年の7月の参議院議員通常選挙で増加したと発表しているところであり、防止対策が求められているところがございます。成り済まし投票については、公職選挙法第237条第2項の詐欺投票罪に該当し、2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられることになります。また、刑を処せられた場合は裁判の確定の日から5年間、罰金の場合も裁判が確定した日から5年間選挙権、被選挙権の停止期間が設けられる重大な犯罪行為でございます。投票所における選挙人の確認方法については、投票所整理券をお持ちの方の場合はその投票所整理券を本人に見せた上で本人のもので間違いがないことを確認させ、併せ

て投票システムにて生年月日や性別なども確認しているところでございます。そのほかにも期日前投票所では全ての選挙人が宣誓書を記入する必要があることから、住所、氏名、生年月日を自書していただいているところであり、当日投票所では投票所整理券の再発行をする場合には住所、氏名、生年月日を確認の上、整理券の再発行をして、本人の確認を行っているところでございます。なお、本人確認に当たり身分証明書等を選挙人に提示させることについては、公職選挙法では義務づけはされていないところであり、選挙人の投票機会の確保、投票所における選挙人の待ち時間の軽減、従事者の業務負担削減の観点から、本市では全ての方への提示は求めておりません。しかしながら、明らかに容姿、年齢が違うと思われる場合には本人であるかの確認を行う必要があることから、身分証明書等の提示を求めているところであり、成り済まし投票と思われる場合には柏警察署と連携を取りながら対応していくこととなります。また、市としては成り済まし投票が選挙犯罪であることの選挙人に対する周知の必要性も認識しているところであり、以前より投票所整理券の中で文書で注意喚起をしているところでございます。11月9日執行予定の柏市長選挙の投票所整理券の中では、注意喚起する箇所について赤字などで文字を目立つように工夫しながら周知を行ってまいります。今後も成り済まし投票が起きないように投票所内では従事者及び投票立会人がしっかりと選挙人を監視するとともに、ホームページやあらゆる機会を通して選挙人に周知、啓発を図りながら、成り済まし投票の防止に努めてまいります。私からは以上となります。

○議長（坂巻重男君） 財政部長。

〔財政部長 中山浩二君登壇〕

○財政部長（中山浩二君） 私からは、税証明書等の発行手数料についてお答えいたします。現在市民税課で発行している証明書のうち、車検用の軽自動車税納税証明書及び法人の住所証明書の2種類の証明書について発行手数料を無料としております。まず、軽自動車税納税証明書につきましては、総務省から発出されている地方税法の施行に関する取扱いについての文書により納税証明書の交付が種別割の徴収の確保に必要な上行われるものであることに鑑み、これを徴収しないものとされたいと示されていることから、無料の発行としているところです。なお、この取扱いにつきましては、県税事務所の車検用の自動車税の納税証明書も同様の取扱いとなっております。次に、法人の住所証明につきましては、本来軽自動車税の申告書や軽自動車の新規検査申請書に添付することを目的として発行されている証明でございます。この住所証明書は、法人のものについては法人の住所地などの情報を所有する市民税課から、個人のものについては住所記録を管轄する市民課からそれぞれ発行しておりました。証明書を無料とした経緯につきましては、昭和48年に千葉県から発出された軽自動車税用申告書等に添付すべき住所を証すべき書類についての通知におきまして、専ら行政上の手続に必要なとするこの書類については手数料を徴収しないことが示されており、これに基づき本市では住所証明書を無料で発行する取扱いを続けてきたものでございます。しかし、個人の住所証明については、行政事務のシステム標準化に伴いまして、国から標準化後のシステムから発行機能が削除されることが示されたこと及び千葉県から令和6年9月に手数料を無料とする通知について廃止する旨の通知が発出されたことを受けまして、令和7年5月中に証明書を廃止したところです。一方で、法人の住所証明につきましては、システム標準化後の発行機能の搭載要否が各自治体の判断に委ねられたことから、発行機能を残し、引き続き無料での発行を継続しております。いずれにいたしましても、今回議員御指摘のとおり、住所証明書の発行事務については個人のものと法

人のもので取扱いに違いが生じており、バランスを欠くものと認識しております。今後法人の住所証明書の発行につきましては、県や他市の動向を注視はしてまいりますけれども、市といたしまして受益者負担の適正化の観点も踏まえまして、見直しを検討してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 消防局長。

〔消防局長 本田鉄二君登壇〕

○消防局長（本田鉄二君） 私からは、消防救急車の導入についてお答えいたします。御案内のとおり、消防救急車は消防ポンプ自動車と救急自動車の機能を併せ持つ車両で、1台で火災鎮圧だけではなく、救急搬送も可能な多用途車両として開発されました。この車両は、2つの機能を1つにすることで取得費、維持管理費の削減が見込めることや限られた人員で複数の災害に対応することができますが、その一方消防自動車としては消火用の水タンクや消火や救助に必要な資機材が十分に積載できず、トラックベースのため振動が大きく、乗り心地が悪いことで、救急自動車としては活用が難しい車両であると考えています。また、本市においては、消防ポンプ自動車と救急自動車をそれぞれ運用できる体制を整備していることから、現段階で消防救急車を導入する予定はございません。今後も消防自動車等の開発メーカーや他消防本部の動向を継続的に調査し、情報収集に努めてまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、永山智仁君。

○6番（永山智仁君） それぞれ御答弁ありがとうございました。ちょっと市長に伺います。知事との連携のところで御答弁いただいた手賀沼の観光資源、子ども医療費助成、都市軸道路の財政支援、非常に実績としてあると思いますが、今後の課題の点が触れられていなかったように思います。ちょっと個人的に思いますのは、昨日も質疑ありましたが、例えば市立柏病院の件の支援の話、それから柏の駅前の再開発の話であったり、そうしたことが課題かなと私は捉えているんですが、仮にもし市長また4年間続けられるとしたら、こうした課題にはどのように取り組まれていくのでしょうか。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。本市が抱える課題、本当にたくさんある中でございますけれども、県知事とはその都度いろんな情報交換をしながらやり取りをさせていただいているところでございます。とりわけまた今後予定をしている課題として、要望も含めてなんですけれども、意見交換をさせていただきたいというふうに思っておるのが、児童相談所がこれから令和8年に柏市としては設置の予定でございます。その中で児童相談所の長期滞在日数のことについてもしっかりと広域的な観点から千葉県にしっかりとその辺の支援を行っていただきたいというようなことも含めて、様々な面で県知事とはその都度情報交換、意見交換をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（永山智仁君） 市立柏病院の件と駅前の再開発の件で触れられていなかったんですが、直接やり取りをこれからも続けていただいて、何かあったら直接お話をさせていただきたいと思いますが、最後に1点伺います。ちなみに、市長は熊谷知事の携帯番号とかは御存じなんでしょうか。

○市長（太田和美君） 個人的なあれを議会でちょっとどこまで申し上げたらいいのか分かりませんが、もちろん存じ上げておりまして、昨日もLINE等でやり取りをさせていただいたばかりでございます。

○6番（永山智仁君） 密接なコミュニケーションが取れる関係が続いているということで非

常に安心しましたので、これからもしっかりと連携を取って、課題として続けていただきたいというふうに思います。

税証明書のところ財政部長に伺います。バランスを欠いていると明確に御答弁をいただいたので、その点は安心をいたしました。ただ、見直しに向けては注視をしていく、ちょっとするかしないか曖昧だったなと受け止めておりますが、前だったような気がするんですが、住民票をコンビニで半額で交付できるようになったときに、松本議員の答弁のやり取りの中で政策的な判断で手数料をいじることができるみたいな御答弁があったと思います。そこで、ちょっと確認ですが、じゃこの法人の300円というのに関しては政策的な意図はなく、今まで続いていたものが、無料のまま続いていたものを何となく続けていっているというようなことでよろしいんでしょうか。

○財政部長（中山浩二君） 政策的な意図があって、国から発出されて無償化ということだったと思いますけれども、今回標準化とか、そういった流れの中でそれについては市町村の判断だよということの判断がなされたんだろうなというところですよ。今回バランスを欠いているということで申し上げましたけれども、本来法人の場合には経費計上できるということもございまして、個人よりも負担は少ないんだろうということ考えれば、やはりバランス欠いているんだろうなというところですよ。担当部署には早めに適切な周知期間なり取るなりの中で見直しをするようにということで指示はしておりますので、見守っていただければと思います。以上でございます。

○6番（永山智仁君） ありがとうございます。前向きな回答が得られましたので、見守らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。本当に受益者負担ということはいろんな場でいろんな方が質問する中で受益者負担だ、受益者負担だといって市民の皆さんに手数料払ってもらったりという中で、ちょっとこれだけ無料であるということが非常に矛盾は感じておりますので、注視をさせていただきます。

成り済まし投票のところお伺いをさせていただきます。仮になんですが、私が90歳の女性として投票券を持って現れた場合、身分証を持っていませんと。私は確実に90歳の女性なんですって私が言い張ったときにどうなるのかなというのが少し気になったので、ちょっと御答弁お願いします。

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） お答えします。選挙管理委員会としましては、御本人かどうかというのが確認が取れませんので、一応このまま投票するわけにはいかないということで、公職選挙法第50条に基づいて本人である旨の宣言をしていただくという形、宣言書を提出していただくという形になります。それでも拒むようなことがあれば、仮投票という形で仮の投票していただくという形で手続を取らせていただく形になるかと思います。以上です。

○6番（永山智仁君） 分かりました。それとあと、ちょっと実際に起きた場合の対応について具体的に伺いたいんですが、例えば私が投票日当日に投票所に行きました。でも、永山さん、あなたはもう既に投票が済んでいます、私は実際投票していませんと。誰かが成り済まし投票をしているといったときに、私はどのような対応になるんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） お答えいたします。こちら件につきましても既に投票がされているということですので、どちらが本物か分かりませんので、仮投票という形で仮投票をさせていただきます。その場合は、2人の方が、全く違う人が投票されているという形になりますと、やはり警察と相談しながら対応していく形になるかと思います。

○6番（永山智仁君） そうすると、未然防止をするような対策がないのかなと。実際に起きたら、例えば筆跡見たり、指紋を取ったりするのか分かりませんが、実際に起きたら永山って投票した人が2つあるねみたいな話になると思うんです。でも、片方は投票されちゃっているんであれですけど、未然防止という点がどのように対策ができるのか、それとももしくはしているのか、ちょっと最後にお聞きします。

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） お答えします。先ほど御答弁させていただきましたとおり、住所、氏名、生年月日まで全て自書していただくという形になりますので、そのほうで担保は取れているものと考えてございます。以上です。

○6番（永山智仁君） これから市長選でも、先ほど何か投票整理券にもう少し喚起を行っていくということだったので、何か本当に比較的成り済まし投票ってこんな簡単にできるんだろなということが分かったので、引き続き対策はしっかり行っていただきたいなというふうに思います。

シルバーチケットの実証実験、ワニバースのところ伺いますが、実験をしているということの周知をさらに進めていきますということでした。実験自体続けていくことに否定はしませんが、このままただら続けていくのがちょっとどうなのかなということをおもってしまっていて、白いバスをラッピングして真っ黄色にしたみたいなこともやられていました。これからさらに実験の周知をしていくということをお具体的にどのように考えているのか、もしあれば教えてください。

○土木部長（内田勝範君） 御答弁いたします。このシルバーチケットについては、先ほど御答弁したとおり、利用者数が増加していますけども、新規の終わりが思ったよりも少ないということなので、引き続き周知をしていきたい。その周知に当たっては、広報かしわを使ったりですとか、あと近隣センターで今シルバーチケットの交換等をやっておりますので、そこでの周知をさらにしていくことによって進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○6番（永山智仁君） だらだら感がやっぱり出ているというのはちょっと繰り返し私も、ごめんなさい、お伝えしますし、皆さんからも私に御意見をいただいているところです。一応言っただけなのもあれなので、1つ御提案ですが、対象者が75歳以上ということなので、ちょうど後期高齢者の対象とも重なる場所があると思いますので、例えば後期高齢者医療の保険料の請求書とかに案内の紙を一緒に入るとか、そういったことも何か、他部署との連携ということですね。高齢者の交通政策ということで考えるんじゃないかと、例えばそういった高齢者の面とか福祉の面とか、ちょっと部署横断的な情報交換をしていただきたいなということはひとつ御提案はさせていただきたいと思います。

すみません。あと、学校教育部長、寄附の件伺います。募金については、協議をするという御回答だったと思います。結局のところ、今協議しているというお話だったと思うんですけど、例えば今現状K S C Aの土日の活動走っているわけですから、団体が募金をするのは許容されるのかされないのかということをおちょっと明確に御答弁をいただきたいと思います。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。民間の団体が、一般社団法人ですけれども、行うということですので、可能というふうに考えております。以上でございます。

○6番（永山智仁君） ありがとうございます。何か活動運営資金に非常に困っているというお声もいただいておりますので、そうしたことがあれば、バックアップまでは難しいと思いますが、そういったことは、ガバメントクラウドファンディングみたいな話もありました

ので、これからぜひ協議をいただきたいなというふうに思います。

それから、テニスコートのところ、ごめんなさい、伺います。17時を19時までにするということは、ニーズとか夜間の照明の問題とかがあるというふうに御答弁をいただきました。ちょっとさっき伊藤議員と話していたんですけど、逆に朝のニーズが高いのであれば、9時のスタートを例えば7時に早めるみたいなのところはどうかでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） 御質問ありがとうございます。お答えします。早朝のニーズは、なくはないかなと思っております。以上です。

○6番（永山智仁君） 早朝のニーズがあるというふうに捉えさせていただいたので、9時の開設を7時に早めていただくということはよい取組なのか難しいことなのか、その辺の御見解をお願いします。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えをいたします。現在富勢運動場のほうで7時からの運用を開始したところ、大変稼働率が高かったことが分かりましたので、松葉町地域においても、お近くの方が利用されていることが多いとはいえ、ニーズはあるのではないかと思います。ただ、管理人を置いて管理しているので、管理人の人員体制、つまり時間外で賄えるのであればいいんですけども、新たに人員を確保しなければならないとなるとちょっと難しい面があったりするので、指定管理者と協議しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○6番（永山智仁君） ぜひ協議をしていただきたいと思います。先ほど高齢者の方の利用が多いということだったので、高齢者の方に身体を動かしていただければ、それこそフレイル予防みたいなのところの効果も出るというふうに思いますので、私はちょっと駐車場を増やしたらどうかみたいな面で質問させていただきましたけれども、フレイル予防とか、ニーズがあるのであればコスト以上の効果が出るんじゃないかなというふうに今私永塚さんの答弁を聞いて思いましたので、ぜひ前向きに御検討いただきたいなというふうに思います。少し早いですが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 以上で永山智仁君の質疑並びに一般質問を終わります。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、休会に関する件を議題といたします。

お諮りいたします。

明13日から15日までの3日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 以上で本日の日程は終了いたします。

次の本会議は来る16日、定刻より開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時21分散会